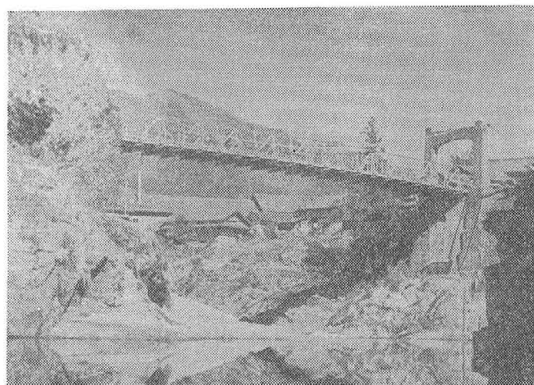


第三篇
仕七川村



仕七川橋（大正12年架橋）

第一章 自然……………五〇七

第二章 歴史

第一節 藩政時代……………五〇八

第二節 明治以後……………五一六

第三節 人口動態……………五二三

第四節 財政の推移……………五二五

第三章 産業……………五二八

第四章 教育

第一節 小学校の出来るまで……………五三〇

第二節 小学校の設立……………五三〇

第三節 各校の沿革……………五三二

第五章 交通・通信

第一節 道路交通……………五三七

第二節 通信……………五四一

第六章 治安と消防

第一節 治安……………五四三

第二節 消防……………五四六

第七章 民俗

第一節 住居……………五四八

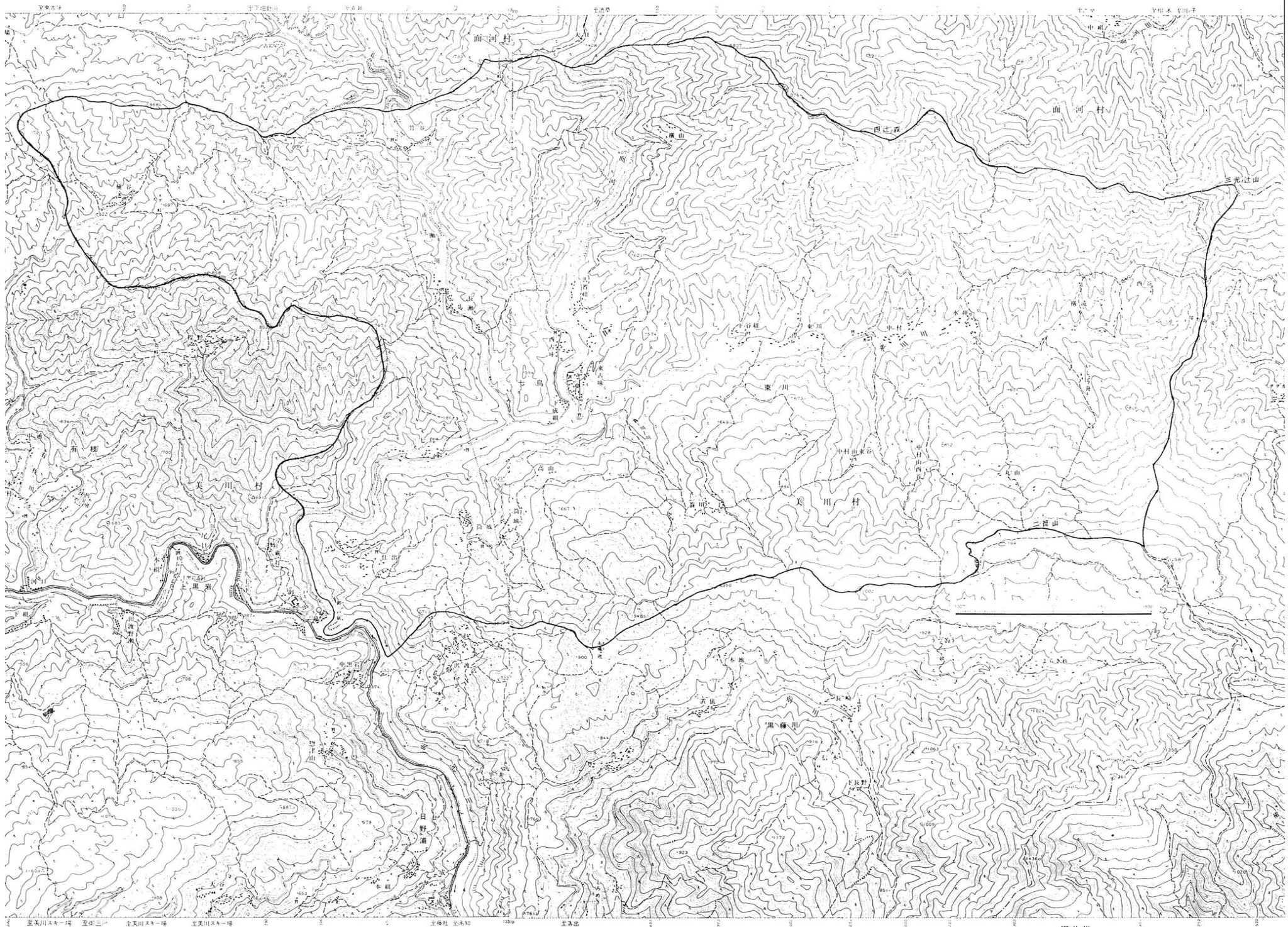
第二節 食物……………五四八

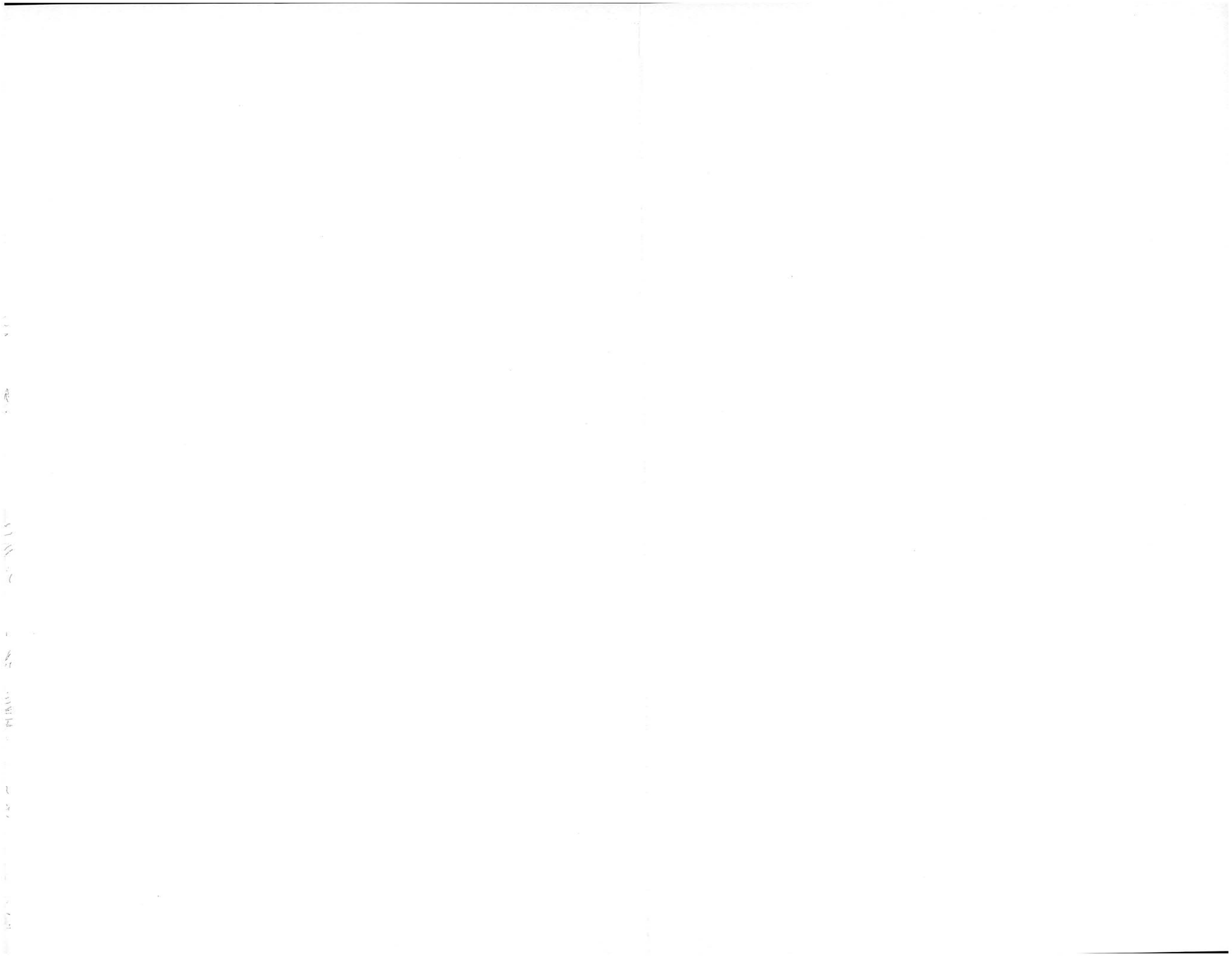
第三節 衣服……………五五〇

第四節 信仰……………五五〇

第八章 村につくした人々……………五五三

歴代村長・助役・収入役・村議会議員……………五五九





仕七川村歴代村長



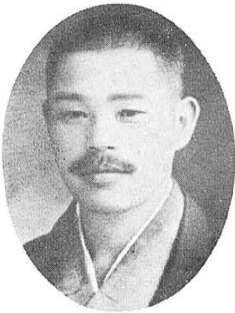
4, 5, 6代
高岡長三郎



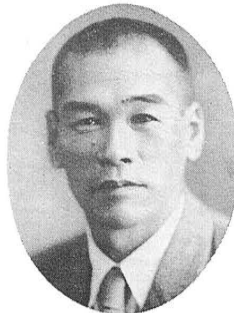
3代
船田寿



1, 2代
横田維翰



10, 13代
岡田孫十郎



9, 12代
新谷善三郎



7, 8代
新谷米三郎



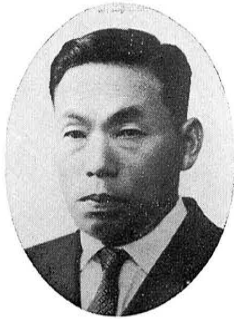
18代
高岡金四郎



16, 17代
水元市松



11, 14, 15代
渡辺太作



20, 21代
吉岡好吉



19代
河合邦広



仕七川村役場職員（昭和24年5月）

第一章 自然

位置 仕七川村は上浮穴郡の東部にあって、西は弘形村

および久万町、北は川瀬村および面河村、南は中津村に接し、東は高知県吾川郡池川町と接している。

面積 東西の距離は、一二キロ、南北は、六キロで、面積は四八・六八平方キロである。

また面積の内訳は、次のとおりである。

宅地 二五・七七畝

水田 七四・三六畝

畑地 四四七・〇〇畝

山林 二九七二・〇四畝

その他 九〇〇・〇五畝

地勢 四国山地の谷間を流れる面河川・直瀬川・東川の沿岸にわずかの平地がある。その平地と比較的ゆるやかな傾斜地に集落が散在している。

1、山岳 大字東川の東北に四辻の森（二二〇一畝）、

三光の辻（二二五畝）がそびえ、この山脈は面河村との境を作りながら東北にのび、石鎚山に連なっている。この谷間を流れる面河川の沿岸にわずかの平地が作られている。

大字仕出および大字東川の一部は中津山（一五一四畝）や二箇山（一一六七畝）等の連峰で、中津村と境を接しており、地勢はけわしくて平地はほとんどない。

大字七鳥は石墨山（一四五六畝）の余脈の及ぶ所で、こも地勢がけわしくて、ここここに傾斜地があるだけである。

2、河川 村の中央を東北から南西に貫流している面河川がある。この川はその源を石鎚山に発し、村の西南御三戸で久万川と合流する。あゆ・あめ・うぐい（いだ）、うなぎ等の魚族が生育し、夏は釣場として好適である。石墨山に源を發した直瀬川は、竹谷・長瀬を経て、滝渡瀬で面河川に合流し、高知県境に流れを發した東川は、大字東川を流れて東古味で面河川と合流している。

気候

1、気温 本村の集落は、海拔三九〇畝から六〇〇畝の

間にわたって散在しているので、高冷地型である。

松山地方気象台および仕七川小学校の観測資料による
と、気温状況は、次のとおりである。

年平均気温（午前一〇時観測）の比較

松山 一七・三度

久万 一四・六度

仕七川 一五・三度

冬は、零下五度ないし六度に下がることもあるが、夏は
三〇度を越える日は少ない。

2、雨量 年間の雨量は次のとおりである。

松山 一三五三ミリ

久万 一五〇七ミリ

仕七川 一四〇〇ミリ

このように、非常に雨量が多い。

冬は相当の積雪を見るが、深さ一拵に達することは珍
しい。仕七川小学校校庭で、最高六〇センチ程度の積雪が年
に一〜二度あるというのが普通である。

積雪は、一二月から、三月に及ぶ。

3、降霜 降霜は、普通一〇月上旬に始まり、四月中旬

に及ぶ。

4、朝霧 秋には、朝霧のかかることが多い。天気によ
い日ほど、霧は深く、また長時間保たれていて、一〇時な
いし一一時ころまで消えないでいることもある。

第二章 歴史

第一節 藩政時代

仕七川村は明治二三年の「市制及町村制」の施行によつ
て、翌二三年早々に藩政時代以来の仕・出・七鳥・東川の三
村を合併して生れた。新村名は三村の名を一字ずつ取つて
作つたものであるが、これで「しながわ」と読むのは少々
無理があるように思われる。

村の古さを示すものとしては何といつても寺院・神社
で、仕七川村には岩屋寺・河崎神社・熊野神社などがある
が、その創建については明らかでない。岩屋寺は弘法大師
による弘仁六年（八一五）の創立と伝えられているが、確
かな記録はない。現在知られる最も古いものは一遍上人の

弟子聖戒が正安元年（一二九〇）に書いた「一遍聖絵」で、奇岩怪石の連峰にそぼだてる、月は法身常住のすがたをみがき、陰条陽葉の幽洞にしげれる、風は妙理恒説の韻をしらぶ、

と山の景色を記し、寺の建立については土佐国の女人がこの巖窟にこもって法華三昧ほっけさんまいを成就して仙人となったとして、

仙人利生のために遺骨をとよめ給ふ一字の精舎をたて、万人の良縁を結ばしむ、その所に又一の堂舎あり、
（弘法）高野大師御作の不動尊を安置したてまつる、すなはち大師練行の古跡、

というように記してある。この記事は一遍上人が文永一〇年（一二七三）岩屋に参籠したことを記した中に出て来るので、鎌倉時代の末期の、今から七〇〇年前にすでに古いわれのある寺として書かれているとすれば、余程古い寺にちがいない。河崎神社についても人の住む所、かならず氏神がまつられていたのでその起源は村人の居住と共にあったと思われるが、伝えるように慶雲二年（七〇五）といった確かな記録は何もない。藩政以前については第一章久万

山の歴史にゆずりたい。

藩政時代についても、東川村庄屋梅木家も七鳥村庄屋船田家（仕出村には庄屋は置かれず、七鳥村船田庄屋が兼務していた）も絶えて屋敷の名をとどめた畑が残っているのみである。記録いっさいは失われ東川庄屋の墓石が苔むして残っているが、七鳥村庄屋には改装した墓地しか残されていない。したがって、間接的であるが「久万山手鑑」（大川村庄屋土居家所蔵および、畑野川名智末之氏所蔵のもの）によって藩政時代の三村の概要を記すことにする。

一、庄屋の系譜

天正一三年（一五八五）秀吉の四国征伐によって河野家が滅び、したがって久万大除城主大野直昌の配下の者も浪人となり、それぞれ知行所に縁者を頼って立ちのいた。いま「大除城主大野家由来」（松山市南町 曾根氏所蔵）によって、仕七川村の範圍に移住した人々を拾って見ると、七鳥に梅木但馬、仕出に澗帯刀、東川大寺屋敷へ森将監、七鳥古味に沼野内膳、また鷹森城主越智帯刀の弟朱学は大川村に立ちのいたとある。梅木但馬は入野の天神森城主であったと

いう。

秀吉統一後は伊予国三五万石を小早川隆景がもらったが、隆景は天正一五年（一五八七）に九州名島に移り、天正一七年（一五八九）に久万山の地は戸田勝隆の支配地となった。この時代に久万山村々の庄屋に、大野家の浪人が任命されたようである。例えば東明神の船山城主船草出羽守の知行所は日野浦・沢渡・黒岩下分であったが出羽守は既に天正三年（一五七五）に病死しており、浪人となった三男新右衛門昌春は日野浦村に退居していたが、文禄三年（一五九四）に庄屋役を命ぜられている。時代は少し降るが、加藤嘉明の治世となって梅木但馬の子馬之助は慶長八年（一六〇三）久主村庄屋を命ぜられ、慶安二年（一六四九）まで勤めている。

東川村

東川村庄屋はこの久主村の梅木庄屋家から来ている。与右衛門という者が東川村庄屋を命ぜられて久主村から来て、東川・七鳥・仕出三カ村の庄屋役をつとめ寛永一六年（一六三九）に隠居した（畑野川名智氏手鑑）とある。その子

伝左衛門が庄屋役をつぎ延宝五年（一六七七）まで三九年勤めて二代伝左衛門に譲り、彼は二四年勤めて元禄一二年（一六九九）に病死し、俣源太郎幼少のため、大味川庄屋市兵衛預りとなった。同一三年六月源太郎は庄屋役となり伝太夫と改名、寛保元年（一七四一）二代伝太夫に譲っている。二代伝太夫は宝暦一四年（一七六四）まで勤め、俣伝五郎に譲っている。

「畑野川名智氏手鑑」は宝暦一四年の伝五郎就任の記事で終っているが、梅木家墓石によると（仕七川村誌）、安永元年（一七七二）二月に伝五郎が死去しているので、短命だったと見られる。この墓石は恐らく何年か後に建てられたものであろう。二月はまだ明和九年だった筈で安永と改元したのは一一月の事だったからである。「大川土居家文書」によると伝五郎の死後、明和九年四月に梅木伝左衛門が庄屋となっている。これが恐らく伝五郎の子で、推定によると僅か一〇歳だった筈である。彼が二五歳となった天明七年（一七八七）に土佐農民が東川村に逃散して来るという事件があった。土佐側の史料には東川村庄屋梅木茂十郎とあるので、はじめ茂十郎と称していたかと思われる。彼はこ

の事件の中にあつて大いに立働いたので、落着後土佐の山内侯から白銀五枚を賜わっている。

寛政四年（一七九二）久万山大庄屋を兼務させられた。この時に恐らく苗字を名乗ることをゆるされ、祖先以来の通称伝左衛門に冠して公然と梅木伝左衛門と称したものとと思われる。寛政一二年（一八〇〇）九月に伝左衛門は大庄屋一役となつたため、居村をはなれ久万町村に勤務し、東川村庄屋は忼の數之進が勤めることになった。東川村庄屋家の傑物だつた伝左衛門の死は文政八年（一八二五）、六三歳であつたと推定される。

天保一三年（一八四二）に再び土佐農民の逃散がある。この時に七鳥村庄屋と共に斡旋につとめたのが東川村庄屋梅木伝左衛門とあるから、これは恐らく數之進が父の名を襲名したものであろう。しかも「仕七川村誌」によれば文政八年以後の墓石は慶応三年（一八六七）の梅木伝左衛門のものしかないというから、この數之進がこの年まで存命し、然るべき時に隠居して最後の庄屋梅木伝内に職を譲つたものであろう。「松山領里正鑑」に記された明治五年庄屋所廃止の時の当主梅木伝は、伝内を誤つたものか、或は伝内

の子であつたのかもしれない。

一、七鳥村・仕出村

この二村は庄屋は兼務であり、七鳥村に居住していたので、便宜まとめて記しておく。寛永一六年（一六三九）まで東川村庄屋与右衛門が兼務したことは東川村の条で述べたが、その後は、与右衛門の忼与兵衛が庄屋となっている。与兵衛は恐らく東川村庄屋伝左衛門の弟であらう。これが年代不明であるが、縮川村の庄屋を命ぜられて居村を離れたので、忼の二代与兵衛が庄屋となつた。三代与兵衛が元禄元年（一六八八）五月まで勤めて死去し、忼五右衛門が若年のため八月まで畑野川村庄屋三郎右衛門が預り庄屋をつとめ、あと五右衛門が四代与兵衛を名乗つて庄屋となつた。しかし四代は病身であつたので元禄一四年（一七〇一）弟又右衛門が代つて五代与兵衛となり享保七年（一七三二）まで勤め、相続人が幼少であつたのか九年までは東川村庄屋伝太夫が預りとなっている。享保九年（一七三四）日野浦村庄屋であつた船草惣次郎の長男助四郎が七鳥村仕出村の庄屋を命ぜられて居宅を山本地におき、前庄屋には岡田地

を与えられた。なお父惣次郎は柳井村庄屋を命ぜられて、その地に移り彦兵衛と名を改めている。助四郎の弟は山越天徳寺の住職となり、書家としても聞えた蔵山和尚である。

助四郎は久万山の改庄屋を兼ね、紙方御用掛ともなっていたので、寛保元年（一七四一）の久万山一揆事件に連座して一時大味川村預けともなったが、やがて免されて兩村庄屋役に復帰した。実子がなかったので末弟長次郎を養子とし二代庄屋とした。助四郎の死は宝曆七年（一七五七）で長次郎の死は同一一年（一七六一）であったので、三代は長次郎の子五平治が幼少で嗣いだ。諱を助四郎は昌敦、二代は昌雄、三代は昌左という。「松山叢談」第十下、瑞龍院殿定国公の条に、松山の文人西村清臣が記した「忠僕源蔵の表文」が載せてある。

忠僕源蔵は伊予国浮穴郡久万郷七鳥村の庄屋船草五平次（使用人）が家のつかはれ人なり、父を権左衛門といふ、其母を詳にせず、源蔵ひと（成人して）なりて心ことにまめやかに、（実直で）あるじをおもふ事極めて深し、船草昌敦、昌雄、昌左、此み（三人）たりの主につかへてその勤をおこたらず、昌雄死せるの

日昌左（幼なく）いとけなくて家の業よろ（万事自分で行うことが出来ず）みづみづからとりみんことあたはず、源蔵これをたすけてひととなるをまてり、（成人す）

（下略）

長文のため、以下は意識にとどめるが、源蔵は幼主昌左のため寒暑をいとわず農事に励んで身を粉にして働くこと三〇年を越え、近隣の人はその誠実さに打たれたという。

天明八年このことが松山藩主定国に聞え、褒美として米を賜わり、また、その徳行は江戸の一代將軍家斉にまで伝えられた。寛政二年三月一六日死去したが、五平治昌左もこれをねんごろに葬り、墓石にその行状のあらましを刻んで後世に伝えたという。西村清臣はこの文のおわりに、
としをへてかばねは土と成りぬとも
くちせぬ名こそ千代に残らぬ

の歌を添えている。昭和六年に東京在住の船田寿美雄らの手によって七鳥に庄屋家の墓地が整理せられ、忠僕源蔵の碑が作られた。

四代嘉藤太は享和二年（一八〇二）に兩村の庄屋役を命ぜられ天保五年（一八三四）に死去している。五代源太兵衛は同族の有次郎の四男で養子として入った者である。彼の時

史

代の天保一三年（一八四二）に土佐農民の逃散があつて、七月六日にまず名野川郷民一七〇人程が熊野神社に集合したので、源太兵衛は東川村庄屋梅木伝右衛門と共に、この事件の斡旋に努力し、また西光寺住職も協力するのである。土佐の史料によると七鳥村庄屋は船田助十郎とあるので、源太兵衛は後の改名でこのころは助十郎であり、また船田を名乗っている所を見ると船草家が何時の頃からか、船田と苗字を改めたものと思われる。彼の死去は安政五年（一八五八）のことであつた。

六代船田左源治は最後の庄屋である。幕末から維新にかけて、この混乱期に土佐藩と松山藩の間の斡旋に大いに努力をし、明治四年（一八七二）に死去している。明治五年の「松山領里正鑑」には庄屋家当主の名に、居村七鳥村として両村庄屋船田左源治と記されている。

戸口・牛馬数・年貢率（元禄二年）

○七鳥村

石高二八四石四斗四升

田 六石三斗（四反二畝）

畑二七八石一斗四升（三一町二反）

（但、田畑高はなく久万山手鑑で補う以下同じ）

家数一二二軒

人数六七七人（男三五九人、女三一八人）

牛馬 四七疋（馬四〇疋、牛七疋）

内 訳

本 村

石高七四石四斗三升五合

家数三四軒

人数一六六人（男八四人、女八二人）

西古味

石高六三石二斗一升八合

家数二四軒

人数一一九人（男六七人、女五二人）

長 瀬

石高八三石二斗八升六合

家数三二軒

人数一八六人（男九一人、女九五）

竹 谷

石高三一石八斗九升二合

家数一三軒

人数七八人(男四人、女三人)

槇之谷

石高三一石六斗九合

家数一九軒

人数二八人(男七人、女五人)

年貢 元年四割六分、二年四割七分

○仕出村

石高一〇石一斗三升

田 七石五斗五升(五反一畝)

畑 九二石五斗八升(一三町四反三畝)

家数四九軒

人数二七二人(男一四六人、女一二六人)

牛馬 三二疋(馬三〇疋、牛二疋)

内訳

本村

石高四五石一斗三升七合

家数二四軒

人数一六人(男六人、女五人)

筒城

石高五四石九斗九升三合

家数二五軒

人数一五六人(男八五人、女七一人)

年貢率 三年四割三分、四年四割三分

○東川村

(本村欠除、畑野川本久万山手鑑で補う、宝曆一四

年一七六四のもの)

石高三二石五斗四升

田 三五石七斗(二町一反)

畑二八石八斗四升(二七町二反)

家数一九七軒

人数七八八人(男三九一人、女三九七人)

但、高山の人数を欠く、

内訳

本村

石高六七石二斗九升七合

家数四一軒

人数一九二人(男一〇一人、女九一人)

中村

石高一五石七斗二升六合

家数一七軒

人数八一人(男四二人、女三九人)

みさうし

石高三八石五斗七升五合

家数三三軒

人数一五〇人(男七三人、女七七人)

古味

石高(欠)

家数五四軒

人数二二三人(男一一一人、女一一一人)

横山

石高九石三斗四升五合

家数五軒

人数二三人(男一人、女二人)

高山

石高六二石八斗八升五合

家数二七軒

人数(欠)

藁川

石高三一石七斗八升

家数二一軒

人数二〇三人(男五三人、女五〇人)

年貢 元禄元年四割八分 二年五割

各村の負担としては本年貢の外に雑税として小物成こものなりとい
うものがあつた。山や川から産するもの、たとえば薪・
炭・竹・蒨藤・漆・塩焔・麻・真綿などの収入に対して
課せられるが、その名称については不明のものも多い。明
らかな村民の負担として村役に対するものがあるので、左
に記しておく。

庄屋給米	仕出村	七鳥村	東川村
小走給米	四俵	一一俵	一二俵
竹取給米	二俵三斗	七俵二斗八升	七俵二斗
使番給米	壹斗	三斗	三斗(欠)

第二節 明治以後

一、久万山騒動

明治四年八月の久万山騒動については弘形村の部で記しておいたが、日野浦村の山内才十が先達となって事件を起したことになる。落着後に責任者として処罰されている。「石鉄県紀」には彼が小間物商として、北坂の村々を歩いて連絡をとった事情が、自白の言葉として記されているので、仕七川村に関係ある部分だけを抜き出しておく。事件の原因は弘形村の部に述べたように明治四年の春、新政府が神社仏堂を調べ、いかかわしいものは取除くと通達したが、久万山は谷深く村々の家並も離れ、夜などの往還はみな社堂を頼みとし、病氣の時は平癒祈願をしているので取除かれては困る。また藩知事は免職になって東京に帰られるというが、場合によれば百姓が割米を出しても久万山にお迎えしたい、という事で寄り合って評議した上、出訴してお願いしようという動きが下坂・北坂の村々にあったことを述べて、

八月十二日頃、黒岩村へ行く途中、仕出村組頭武八郎に出会いました所、久万へ嘆願に行きたいと言うので、同人宅に行き話した中で、誰か先立の者は無いかと言うので私が先立で歎願すると申し聞かせた。その後、沢渡村の弁太、仕出村の伝次、七鳥村久之右衛門、長瀬組初三郎、竹谷組利蔵、日浦村清右衛門、大味川村勝治郎へ相談しいずれも同意した。落合う所は東川・七鳥の者は長瀬とし、村々の印として有合せの幟・鍬の柄などを持参するようきめた。私はそれから大味川村の伊之助方へ行き十五日夕刻に東川・七鳥らの者が長瀬まで出掛けた様子なので、七鳥村氏神まで出向いたところ、多人数が集まっていた。それより思い思いに別れて有枝・黒岩の村々を催促してその夜久万町村に出そろい次第、嘆願について評定するように考えていた。東川村の彦右衛門や有枝村の某を呼寄せて、村々の揃わぬうちは騒ぎ立てぬよう取鎮め方をしてくれるよう伝えた。しぜんと私が頭取の形になり、日浦・西谷・縮川・柳井川などへ督促の手紙を書いて使に託した。知事様へ嘆願する時、他郡と混乱してはならぬと考え久万山の目印として町の紺屋に

誂え職を取揃え、浮穴郡久万山の文字を書いて法然寺に建てておいた。東川村高山組の郷筒半右衛門が嘆願するのに幟など押立てては不都合だから取除けるように言つて来た。十六日十二時ごろ久万町村の高橋屋与兵衛から仕出村梅木百太郎を通して、郡役人中から屯集の者に用向きがあるから伝えたい、と申し出て来たが、まだ不参の村方があるから一同出揃つた上で返答すると答えた。その後、久万町村会所詰万右衛門からも、お役人様が登山されるから何用の事も取次ぐと申して来たが前同様に答えた。また久万町村喜久屋厨太郎という者が来て、嘆願の事についていかようにも取次ぎをする、知事様登京をお止め申したいという書面もこの通り用意しておるから鎮まるようにと言つたが取合う者もなかった。大味川・畑野川が出て来ないので私が畑野川まで行くと多人数集まつており、奥分の者が来ないので待つていたとい、大味川は庄屋から説得をうけ村出を留められ遅くなつたという事であった。遅くなつたので今夜の事にはなるまいと共に久万町に立もどつたら、もう明神村辺へ押出していると聞き、一同で明神村まで出てみたら先登の

者は入野・久万町・西明神が加わり東明神蔵元に集まつていた。上黒岩村の栄蔵が引まとめてこれまで押立ててきたとの事で、いずれも竹槍・鉄砲を所持し窪野村で人々をさそい、十七日の夜明けに久谷村井手口まで来たところ、昨夜知事様の御直書が来たということ久万町役人から披露された。(下略)

その後のいきさつは弘形村の部に記した如くである。

一、戸長制度

明治五年(一八七二)四月五日太政官布告により、藩政時代からひき続いて村役人であった庄屋・名主・年寄などの名称が廃止され、代わつて公選による戸長と副長が置かれることになった。

戸長役場は各村に置かれたのではなく、約五〇〇戸に一カ所の役場が置かれたのである。

仕七川地域では東川・七鳥・仕出の三カ村に一カ所の役場を置き、「七鳥村ほか二カ村戸長役場」と呼ばれて七鳥にあった。

初めは私宅を事務所にしていたようである。

当初、戸長は民選であった。ところが、その後、自由民権運動が激しくなったので、これを押さえるために政府は、戸長を府知事・県令による任命制とした。

この戸長制度は、明治二年（一八八九）四月一日、町村制が公布され、町村長が置かれるまで続いたのである。

三村の歴代戸長は、次のとおりである。

初代小川忠恕、二代梅木二三、三代中山盛徳、四代梅木米八、五代戒田久延、六代船田正寿、七代正岡元市、八代小倉宗衛

戸長は、収税・戸籍・徴兵・下調・地券台帳・就学勧誘等の委託事務を処理するとともに、理事者として地方税協議費等を徴収し支弁する任務を持っていた。

明治四年（一八七二）には、(1)散髪制服脱刀とも自今勝手たるべきこと、(2)苗（みょう）字姓の使用勝手、(3)種痘の実施、(4)徴兵令、(5)学制発布など、新しい制度が、あいつで実施された。当時、国民はその趣旨がよく理解できないために、いろいろと混乱が生じ、行政の上でもたいへん困難をしたようである。

役場吏員の給与は明治一八年度の三村役場の予算書によ

ると、次のとおりである。

戸長六円、一般吏員三円ないし四円、小使二円、また宿直料は一晩につき三銭であった。

三、仕七川村の発足

明治二三年三月、初代村長に横田維翰、初代助役兼収入役に中西久次郎が選ばれて、いよいよ新しい仕七川村が歩み始めた。

当時の村長の俸給は月七円、助役は年五円、収入役は月三円五〇銭であった。

新制村会 明治二三年早々に、新制度における、第一回の村会議員選挙が行なわれ、一二人の議員が選ばれた。この時の選挙は、一級・二級の別があった（仕七川村誌）といわれるが、くわしいことはわからない。

同年三月、仕七川村初めての村会が、開会された。この時、決められた村会の会議細則は次のとおりである。

第一条 議員の着席は、長幼順とす。よわい相等しき者は、抽せんを以て定む。

第二条 議事の始終の時限および伸縮は、議長の定むるところ

による。

第三条 議案または報告書は、少なくとも、開会二日前、頒布するものとする。

(四条、五条 略)

第六条 可否を決する法は、起立、挙手、投票等議長適宜これを用ゆ。

(七条 略)

第八条 決議事項に違背したる議員は、会議の評決により、二円以下の過怠金を科することあるべし。

その金額は、時々議決をもって定む。

第一回の村会は三月二日に開かれ、前記「会議細則」のほか、「組長廃設」、「常設委員設置」等の件が審議されている。

翌三月三日には第二回村会、議案はほとんど学校に関する事。更に翌四月には第三回村会開催、村長以下吏員の給料の決定や、役場新築の決議も行なわれている。

役場の敷地は大字七鳥西古味五六番地に決定し、最後までその位置は動かなかったわけである。

当時の村会の記録を見ると、いろいろおもしろいことが

ある。例えば、明治二五年三月六日の村会では「ヒエ」の

貯蔵法について審議されている。このような細かいことまで、村会の決議を経て執行していたことがわかる。また同年の村会に、役場改築の件が審議されているが、その記録の中に、「土屋氏分五円は、役場人民たまり席の畳代とす。」という文言がある。当時は村民のことを人民と言ひ、待合室をたまり席と称していたことがわかる。

明治二七年二月の村会では、役場の執務時間改正を決議している。次のとおりである。

毎年四月二〇日より、七月一〇日に至る、午前八時より、午後四時まで。

同七月一日より、九月一〇日に至る、午前八時より、午後三時まで。

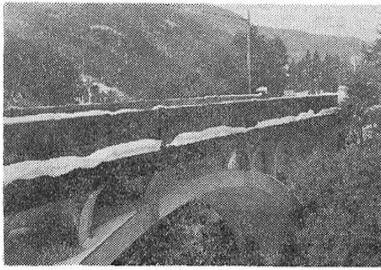
九月一日より、四月一九日に至る、午前九時より、午後五時まで。

ただし、土曜日は平日どおり、日曜・祭日・祝日は休暇とす。

時期によって細密に区分されておるところなど、なかなか合理的にできている。

明治期の村営事業の中で特筆すべきものに、滝渡瀬橋の架設がある。この橋は、直瀬川が面河川に合流するやや上手にあり、交通上重要な橋である。先に、西古味・七鳥両部落の責任で架設したのであるが、明治二六年の風水害によって流失した。

県から、復旧補助として二八〇円六銭を下付されたので、これを基本として翌二七年九月には新しい橋を竣工させたのである。ところが完工検査の翌日、台風のもたらした水害によって、再び流失してしまった。



滝 渡 瀬 橋

横田村長は同月、村会を召集し、設計を変更して架橋することを提案し、再度、架橋している。その熱意は、頭の下る思いがする。大正一二年四月、これまでの橋の下手の直瀬川が面河川に流れ込む地点に現在のコンクリート橋が完成してからは、修理の必要さえない、りっぱなものとな

った。

とにかく、このような公共施設の維持建設においても、村財政が貧弱で補助金も少額であった明治時代には、非常に苦勞したであろうと思われる。

四、村民のくらしの側面

組長の任命 明治時代前期のころの組長は、現在と比較してはるかに重要な地位であった。

交通・通信機関がまだまだ発達しない時代であり、役場も手うすであったから、おのずから地方分権とならざるを得なかったし、組長に依存するところが、大きかったのも当然である。それだけに、組長の人選は、嚴重でなければならなかった。

組長の選任は、まずその組で互選して当選者を決定し、前組長は投票結果の明細を組全員の連署によって戸長に報告する。戸長は検討の上、当選者に辞令を交付し、新組長は受書を戸長に提出するというしくみであった。

辞令の一例

東川村高山組長申付候事

明治十八年十月二十八日

上浮穴郡七鳥村外二ヶ村

その受書

右御受候事

上浮穴郡東川村高山組

西 森 留 八

明治十八年十月二十八日

この辞令の書き方を見ても判るように、役所は、相手を見おろした威圧的な姿勢を持っていた。封建時代の名残で、官尊民卑の風潮が著しかったことがよくわかる。

印鑑届 今も昔も、印鑑の大切なことには変わりはないが、昔の方が実印のとり扱いは慎重であったようである。昔は人々の経済状態が現在よりもずっと悪かったので、人間の貸借関係が非常に多かったことは確かである。従って実印を使用する場面も多かった。

また、貸借の保証人も厳重に責任を持たされていた。いわば実印の責任である。

印鑑届を提出するのは、新しく実印を作った場合および

改印した場合である。改印の原因はほとんどが紛失であるが、紛失届は、めったに出て来ないのである。いわく「破損」、いわく「磨滅」が、改印理由の大部分となっているが、事実ではない。実印を紛失した場合には手続きや取調べがたいへんうるさかったからである。印鑑を大切にするという構えが、公私ともにきびしかったことを物語る話である。

村民の娯楽 当時の村民の娯楽といえは、浪曲・すもう・人形芝居というところであった。人々はこれらに大きな楽しみを味わっていた。

ところが、このような娯楽興行にも戸長・郡長の認可が必要であった。明治二二年に出された興行願の一つに、「素人角力の無税興行願」というのがある。

この願の許可書には、税第一五九号とあるところから、税金に関係があることがわかる。人民大衆のささやかな娯楽に対しても、がっちりとして課税していたというわけである。

五、大正・昭和時代

大正一五年（一九二六）に、郡制が廃止されることとなった。これまで、国・県・郡の三段階にわたって、監督支配を受けていた地方自治体にとって、重石が一つ取れたわけおもで、これは大きなプラスであった。

また、選挙制度については、明治時代の制限選挙（成年の戸主であって一定額以上納税をしている者という選挙権の制限）から、男子普通選挙（成年男子には平等に選挙権を与える）に進展したのは、同じく大正一五年になってからであった。

このように、全国的に自由民権思想および制度が伸長した時代を迎えて、農村もまた地方自治体として大きな発展を遂げた。

本村においても、道路や橋の建設・教育施設の充実・産業の振興と、驚くような大事業の数々に着手し目的を達成したのである。

こうして昭和時代にはいり、昭和六年から軍部横暴の暗黒時代を迎え、満洲事変・支那事変・太平洋戦争としい

に戦争の泥沼の中へ埋没するに至った。そして昭和二〇年夏、国力の消耗と原子爆弾の大惨事によって、日本は無条件降伏をせざるを得なくなり、遂にこの凄惨な大戦争は、終結したのである。

昭和二〇年八月二八日、連合軍の日本進駐が始まり、九月二日には東京湾内の米艦ミズリー号上において、降伏文書調印式が行なわれ一月、愛媛県内にも連合軍が進駐した。そして、連合軍総司令官マッカーサーによる日本改造の事業が開始された。仕七川村長・高岡金四郎は、大政翼賛会の村支部長であったため、公職追放令にかかり、村長を辞任した。

昭和二〇年九月一七日、敗戦の悲しみに沈む日本国民を更に苦しめるかのように、枕崎台風と呼ばれる未曾有の猛台風が襲い、本県も甚大な損害をこうむった。仕七川村においても、二六日・一七日兩日の雨量は八〇〇ミリに達し、各河川の増水と流木のために岩屋橋・宮前橋・楨谷橋・仕出橋等、大小の橋のほとんどが流失してしまった。

昭和二二年四月より仕七川新制中学校開校、戦時中の国民学校は再び小学校と改称された。

五月三日には日本国憲法が公布された。この年は選挙の年と呼ばれ、各種の首長・議員の選挙が行なわれたが、日本の婦人が選挙権を行使した最初の選挙でもあった。

市町村長選挙は、これまで議会議員による間接選挙であったが、この時から婦人まで含めた直接選挙になったわけである。また村長が議長を兼ねることも、新法により廃止された。新制度による初めての村長は河合邦広で、議長は佐藤計三郎であった。

戦後、廃虚の中から立ち上がった日本経済だったが、物資の欠乏による猛烈なインフレーションが起こり、物価は一〇〇倍となり二〇〇倍となり、更に三〇〇倍となった。

このように激しく混乱した経済界も、二五年ころから安定し、国土の復興も着々と進行するようになった。

仕七川村における村造りの進行状況は、次のとおりである。

- 1、二三年、仕七川中学校校舍建築。上浮穴高等学校仕七川分校開設。鏡川道路開通。
- 2、二四年、岩屋橋・中村橋架設。村内電話開設。
- 3、二五年、水押久万線伊予鉄バス運行開始。仕七川中

学校二期工事・仕七川第二小学校南校舎・槇谷分校舎、それぞれ新築落成。

- 4、二六年、村長・村会議員選挙。仕七川公民館落成。カゴバラ林道建設着手。

- 5、二七年、仕七川村教育委員会発足、公選（無投票）により新谷善三郎・中西縫太郎・福田嘉登・高岡福一の四委員を選出。村議会より佐藤計三郎が就任。

- 6、二八年、長瀬橋完工。社会教育進展し、婦人学級開設。動力消防ポンプ整備。

- 7、二九年、全国的に町村合併促進協議会が開かれるようになった。仕七川第一小学校南校舎・同第二小学校運動場拡張工事完了。キジャ台風による被害甚大、災害救助法発動。

- 8、三〇年、仕七川中学校寄宿舎建築および特別教室敷地造成工事完了。三月三〇日美川村が発足。

第三節 人口動態

明治三五年法律第四九号国勢調査に関する法律で人口調

査が行なわれたが、それ以前は戸籍簿等による集計人口数が基本となっていたようである。

従って、仕七川村の人口動態も、明治三五年以前のものは資料が不完全であって役場庶務書類・戸籍簿・戸表等を調査して別表のような人口動態表を作ってみたが、不備の点が多い。

人口の推移 昭和一五年から二五年までの一〇年間に出生一、三八五名に対して、死亡は五八二名、転出者は二四一名である。

本村人口の転出現象は大正末期ころより見られ、昭和二五年以降は特に多くなり、転出数が自然増加数さえも上回っている状況である。昭和二五年から三〇年までの五年間に二八一名減少しているのも、一家族ぐるみで、主として松山方面に転出したことが主原因である。

また、二〇年の人口が前年に比して異状に増加した原因は、終戦になって軍人の帰還、海外からの引揚げ、都市からの疎開者等が転入したためと見られる。さらに同年の死亡数が非常に多いのは、戦死者二二名を含めて諸物資の欠乏による衛生管理と療養の不完全・医薬品の極度な不足に

仕七川村人口動態の年代推移
(明治20年～昭和30年)

年代	戸数	総数(人)	男(人)	女(人)	出生	死亡	婚姻	離婚
明治20	371	1,874	870	804	—	—	—	—
〃 30	425	2,245	1,140	1,105	62	38	19	4
〃 35	428	2,413	1,234	1,179	77	43	30	5
〃 40	461	2,634	1,357	1,277	82	54	34	8
〃 45	463	2,909	1,491	1,418	98	51	30	5
大正 5	474	3,004	1,525	1,479	100	59	32	5
〃 10	518	3,216	1,593	1,623	118	82	50	9
〃 14	593	3,284	1,641	1,643	124	68	52	3
昭和 5	595	3,209	1,574	1,635	143	78	49	6
〃 10	632	3,216	1,593	1,623	161	65	56	3
〃 15	634	3,362	1,677	1,685	150	59	47	8
〃 20	765	3,726	1,571	2,155	119	132	25	5
〃 25	785	3,924	1,954	1,970	120	58	28	2
〃 30	739	3,643	1,828	1,815	103	34	34	3

注、各年10月1日を基準として調整

よって死亡率を高めたものと推定できる。
ここにも、戦争による悲惨な社会現象を数字の上からも推察できるであろう。

出生 本村の出生状況は、年を追って上昇し、昭和一〇年には一六一名にも達している。それ以降はやや低下して一進一退を続けたが、太平洋戦争を契機として急減した。これは青壮年が多く戦場に応召されたためである。

死亡 死亡率は一進一退の推移をたどってきたが、明治三〇年の死亡率（人口一〇〇〇に対して）一七、大正一〇年二〇・五、昭和二五年九・六、と急激な低下を示している。これは全国的な傾向であって、環境衛生の発達と食生活の改善向上および医薬品の発達等がその原因と思われる。

第四節 財政の推移

一、明治時代の概要

明治維新になって諸制度の改革が行なわれたが、その中に地券渡方規則の発布（明治五年）がある。土地の官民有の区分を明確にして、住民には地租を課したものであり、さらに財政の基礎を物納から金納へと切換えたものである。さらに、各村に戸長役場を設け、戸長は予算を編成して

税を徴収し行政の執行に当たった。明治二二年には地方自治制度の大改革として町村制が執行され、戸長も村長と改まり、議会制度もできて本格的な地方自治行政の道がひらけたのであった。

戸長役場時代の村財政については記録が非常に少ないので詳細を知ることができないが、明治一八年の村子算総額はわずかに四〇〇〇円程度にすぎなかった。

明治一八年、戸長役場時代の予算決算調書があるので、原文のまま次に掲載しておく。

上浮穴郡七鳥村外二ヶ村戸長役場費並二会議費、予備費予算調書

戸長役場費ノ部

一金 三拾五円七拾銭 需用費

内訳

金六拾六銭 大半紙三束代但シ卷束ニ付式拾貳銭

金八円 小形半紙五拾束代但シ卷束ニ付金拾六銭ノ見込

金三円 ローソク拾五斤代但卷斤ニ付二十銭

金壹円貳拾銭 朱肉貳拾兩代但卷兩ニ付六銭ノ見込

金三拾銭 黒肉貳拾兩代但卷兩ニ付壹銭五厘ノ見込

金壹円五拾銭 石炭油壹斗五升代但卷斗ニ付金壹円ノ見込

金貳円五拾銭 炭五拾俵代但一俵ニ付金五銭ノ見込

金貳拾四錢 生歿式升代但尅升ニ付金拾貳錢

金參拾錢 半切紙四百枚代但百枚ニ付金七錢五厘ノ見込

金五拾錢 鉛筆代貳拾本代但尅本ニ付金二錢五厘ノ見込

金貳拾錢 スリ附木三十箇代但尅箇ニ付金四厘

金拾円 官報購求代但毎月尅部宛ノ積

金尅円 彫刻料

金貳拾錢 野紙及幣三本代

金貳拾錢 新年松飾費

金六円 郵便及電信税

一金五拾尅円九拾五錢 諸雇費

内訳

金拾七円 臨時筆工雇給但一人一日拾七錢百日分

金貳拾四円 小使給但一人ニテ一ヶ月金二円

金拾円九拾五錢 小使宿直弁当料一直金三錢ニテ三百六十五日ノ宿直

一金貳円 役場諸器機修繕費

一金三円 役場家屋修繕費

一金拾貳円 雜費

一金尅円貳拾錢 周知費

一金八拾錢 會議費

上浮穴郡七鳥村外二ヶ村村費決算額調書

収入ノ部

一金四百貳拾貳円九拾錢九厘

内訳

金四拾五円九拾五錢二厘 地価割

金三百七拾六円九拾五錢七厘戸別割

支出ノ部

一金四百拾三元四拾錢八厘

内訳

金百六拾円七拾八錢八厘 戸長役場費

金貳百拾九円六拾二錢 教育費

金三拾三元 衛生費

金九円五拾錢尅厘 十九年度繰越分

明治二二年、地方自治制度確立後も国や県からの財政援助が皆無にちかかったため、きわめて貧困であった。たとえば明治四〇年総決算、三、四一九円に対して、国や県の援助額はわずかに四〇円にすぎない。ほとんどが自主財源であり、その主力が村民税であった。

明治四五年間の財政史上、特筆すべき明暗二つの問題を

ここに述べておく。

村は東古味に通ずる井堰溜池水路の大工事を計画して明治三三年三月一三日に愛媛県農工銀行から六〇〇〇〇円の起債をして工事を始めた。しかしこの計画は完全に失敗に終わったため村は巨額の負債をかゝえて苦しむことになった。この負債は一〇数年にわたる特別税によって村民に大きな負担をかけ、村財政の伸長にも多大の影響を与えたのであった。

明るい面では、明治三五年を頂点として、村基本財産の蓄積事業に大きな功績を残したことである。

明治三五年度には、基本財産蓄積費として支出した額が全予算の約四〇％に当たっているが、当時は苦しい財政下でありながら年々一〇％内外の財産蓄積費が計上されている。

この費用の大部分は植林地の購入と、その造林事業に充当されたものである。

一、大正時代の概況

大正元年の村予算決算額は約一万三〇〇〇円であった

が、大正一二年には一〇万円を超えている。事業の増大にもなつて村予算が急速に膨脹していったわけである。そのため財政収支の均衡が破れて赤字を出す村財政窮乏の時代である。

国・県支出の依存財源は明治時代に比較して上昇したが、それでも歳入額の一〇％内外にしかすぎないものであった。

三、昭和時代の概況

昭和にはいると建設事業が積極的に行なわれ、いよいよ財政規模を膨脹させていった。数字によってその一例を見ても昭和一五年度決算額約一七万円に比して、二八年度決算額は一、八二二万二、四九六円という巨額を示している。

物価の変動と、もう一つの大きな原因は戦後の復興予算と呼ばれるもので、各種の政策を積極的に行ない、財源不足の場合は基本財産の売却あるいは起債も辞さないという方針が巨額の子算を計上させたのである。

ただし、戦後の膨大な予算は明治・大正・戦前に比し

て、自主的財源よりもはるかに多く国庫の依存財源に求めることができるようになった。窮乏の一途をたどる地方財政に、国が援助の手を大きくさしのべてきたわけである。

その名は地方財政平衡交付金であり、各種事業に対する大幅な補助金、または負担金と呼ばれる国庫または県支出金である。

第三章 産 業

一、主要農作物

水稻 明治四三年には水田作付面積七四町三反、その生産量は七五二石であった。

その後、作付面積の最高を示したのは大正一二年から一三年の七五町四反であり、収量は昭和八年の一、二二七石が最高である。

麦 明治四三年四七町七反、四七七石を産したが、その後、栽培技術の改善によって順次反収を増し、昭和二二年には反当収量郡内第一位を示すまでになった。

トウモロコシ トウモロコシは古くから栽培され、大正八年には作付面積二一五町歩、収量三、二五五石に達している。

甘藷 古くから品質の悪い野生種を栽培していたが、明治一三・四年ころ良種が高知県より移入されたらしい。

明治四三年作付面積二一町歩、収量四万七五〇〇貫を産したが、その後だいたい五万貫程度の生産量である。

馬鈴薯 明治四三年には作付面積四町歩、収量七、四〇〇貫であったが、年とともに増加して昭和元年には五町歩、さらに同一〇年には二〇町歩と増加し、反収も二〇〇貫前後に上昇している。

二、工 芸 作 物

みつまた 明治四三年には作付面積五二〇町歩、黒皮一三万六〇〇〇貫を産し、農家収入の王座をしめていたが、昭和になって生産量は順次低下し、みつまた畑も植林化の傾向をたどっている。

養蚕 明治二〇年には飼育者が二〇戸であったが次第に増加したので、明治四一年に仕七川養蚕組合を創立し稚蚕

共同飼育をはじめた。四三年には飼育者三四戸、桑園五町八反、収量五〇石六斗に達した。

昭和にはいると戦時体制が次第に強化され、食糧増産に主力が注がれて次第に減産し、ついに昭和一五年に全くその影をひそめてしまった。

たばこ 昭和二九年に三町歩の耕作許可を得たのがはじめてであったが、翌三〇年には五町四反歩に達した。

三、畜産

明治四三年には馬七四頭が飼育されていたが、昭和二九年には七頭に減っている。

牛は、明治四三年に二二二頭であったものが、昭和一〇年三〇二頭になり、二九年には三三〇頭にも達している。

鶏は、明治四三年二一〇五羽であったものが、昭和九年一五〇〇羽、昭和三〇年には約三万羽にまで伸びてきている。

四、林業

村有林の概況

村有林は、本格的には明治四一年以降造林計画が樹立され、土地の購入が始まり、大正六年事業計画の大部を終了した。その成果は五団地五四筆、台帳面積二五町一反六畝一步、実測面積約七五町歩となっている。

これら村有基本財産の収益は、だいたい昭和一〇年に始まって三〇年にはほとんどが伐採されていた。この収益金は村財政費の一部と、他の多くは学校・公民館・橋梁等の建設事業面に費消された。

伐期に達していたことは勿論であるが、戦後この植林の伐採による事業が続行され、村内公共施設の発展充実に大きな寄与があった。

昭和三〇年には町村合併が決定し、これにともなつて、村財産の処分が行なわれ、植林の伐採がなされた。シタヤマの全伐がこれである。

この収益金は、仕七川村内の各部落に配当されたが、各部落ではこの資金によって部落有林の造設が義務づけられていた。

その結果、仕七川における公有部落林は大きく増反されたわけである。

民有林の概要

本村の公有林造成期が明治四一年ごろに始つたのと同じように、民有林もようやくこの当時から造林に力を入れるようになったもようである。

明治四三年の人造林反別

官林 四町三畝一五歩

公有林 一三町七反一畝歩

私有林 六六二町五反二五歩

社寺林 一二町三反一畝一六歩

明治四三年には民有林は六六二町歩であつたが、約六〇年後の昭和三〇年には二、九四三町歩が増反され、民有林総面積は三、六〇五町歩になっている。

第四章 教育

第一節 小学校の出来るまで

藩政時代の終りごろ、僧侶・神官・庄屋等を中心に、各所で寺小屋教育が行なわれていたようである。明治の始め

の調査に、東古味に、当時の医師山崎広喜が師匠となつた山崎塾と称するものの記録がある。

しかし、一般に、「百姓は字を知らなくてよい。」という考え方が支配的で、村民の大多数は全く文盲であつたやうである。

明治初期には諸所に寺小屋式の教育場があつて、教育が行なわれていたやうで、その主なものは次のやうである。

横山家庭教育場（民家を利用）

東古味家庭教育場（中組の堂）

東川・東泉寺教育場

七鳥・西光寺教育場

その他、私塾もあつたやうであるが、いずれも習字・珠算・素読の域を出ないものであつた。

第二節 小学校の設立

明治五年八月の学制の頒布により、仕七川では八年七月になつて、それぞれの村に小学校を設置した。

東川村（本組）東川小学校

七鳥村（本組）七霊小学校

仕出村(筒城) 天神小学校

(一) 東古味には、明治九年東川小学校の分校が中組のお堂におかれたが、明治二一年に廃止され、東川小学校に合併した。

(二) 長瀬には、明治一〇年七鳥にあった七霊小学校を移したが、二年の後、再び七鳥に復帰した。明治一五年に分校が設置された。

(三) 羹川には、明治一〇年東川小学校の分校が設置された。

(四) 竹谷と楨谷には、それぞれ家庭教育場が設置されていたが、民家やお堂であった。

いずれの小学校も、教員一名、児童二〇名程度の簡易小学校であった。教育内容も読み書きソロバンが中心に教えられ、入学児童の年令は、明治一七年になってもまぢまぢで、下は六歳から上は一五〜六歳となっており、これを一学級に編成されていた。

明治一八年の各校の先生、

東川小学校 福井虎太郎

東古味分校 福井 清

七霊小学校 加藤宗五郎

楨谷分校 津島萬四郎

長瀬分校 相原 禎吉

天神小学校 竹内 伝太

明治二〇年、県令によって従前の学校を廃し、次の五校を設置した。(修業年限三年)

中畑簡易小学校 七鳥本組

長瀬簡易小学校 長 瀬

楨谷簡易小学校 楨 谷

東川簡易小学校 東川本組

仕出簡易小学校 筒 城

明治二三年、東川・仕出・七鳥の三カ村は合併して仕七川村が発足し、学校の再編成が行なわれる気運となった。

まず、七鳥の中畑小学校を廃して、長瀬小学校に合併した。さらに、明治二三年三月二日の村会では、学校新築を計画し、本校を西古味に設置し、東川・筒城・楨谷に分教場を設けることが決議されている。

明治二三年一〇月六日、教育令が公布され、二五年九月一日から簡易小学校は尋常小学校と改められ、修業年限も

四年に改められた。長瀬小学校を廃して鷹森尋常小学校を創設し、七鳥・竹谷・長瀬・西古味・東古味を通学区域とした。

三三年四月八日、鷹森小学校に高等科が併置され、尋常小学校四年・高等小学校四年の課程となった。

四二年、これまでの尋常小学校四年の義務教育は延長され、六年とし、尋常科六年・高等科二年と改正された。当時の学校経費は、教員給、設備、備品、消耗品にいたるまですべて校下民に対する賦課金でまかなわれていた。

第三節 各校の沿革

一、仕七川小学校

明治二六年、鷹森小学校創立(西古味)

明治二三年の村会の議決によると、

- (1) 校舎は長瀬が、敷地は西古味が寄附する。
- (2) 各組各戸から、一人役ずつ奉仕するとともに、カヤ二束、縄一房ずつを寄附する。
- (3) 雑費一〇円を教育費から支出する。ということになった。

ていた。さらに明治二五年の村会の議決によると、

- (1) 村内に三小学校一分教場を設置する。
- (2) 西古味へは早急に校舎を新築する。

(3) 校舎完成までは、仮校舎を七鳥西光寺とする。

(4) 建築費は、一般の寄付と各部落への配分徴収による。

ということ、工費三六〇円を以て明治二六年二月に西古味に鷹森小学校が竣工を見た。

その後、明治三八年に筒城ドウナルに仕出小学校を新築し、同三九年に楨谷小学校を新築した。

明治四二年に鷹森小学校を仕七川尋常高等小学校と改称して、東川尋常小学校・楨谷尋常小学校・仕出尋常小学校を廃止し、いずれも仕七川尋常高等小学校の分教場とした。そして仕出分教場では尋常科四年までを收容し、五年以上は本校に通学させ、東川・楨谷両尋常小学校では、義務教育六年を終了させることにした。また、竹谷・横山の家庭教育舎は廃止することに決めたが、地元民の反対で大正元年まで存置された。

明治四五年に楨谷の高等科生を收容するため、男女二室の寄宿舎を新築した。

大正一一年、東川尋常小学校独立。

大正一五年、仕七川尋常高等小学校を東古味の現在位置に移転改築した。

(1)敷地五反歩は東古味寄付。

(2)整地費九二〇円、建築費一万二、一五〇円。

(3)敷地総面積一、七九五坪、(現北校舎)

昭和九年、仕出分教場を廃して仕七川小学校に合併した。また、西古味にあった旧校舎を移転し、現西側校舎とした。

同一六年に仕七川第一国民学校と改称し、二二年に高等科が廃止され、仕七川第一小学校と改称した。二九年に南側二階建校舎を建築した。敷地一七五坪、四二万五、〇〇〇円、工事費八三二万五、〇〇〇円であった。

一、東川小学校

明治九年に東泉寺に東川村立東川小学校を創設し、同二一年に東川簡易小学校と改称した。同二七年、中村に移転新築した。

(1)中村部落が、二二円で請負者となった。

(2)平屋木造、草葺屋根で四間に七間の建物であった。

同四二年、東川校は仕七川尋常高等小学校の分教場となった。

大正三年、新築校舎完成。

(1)敷地は、中村組の土地八〇坪。

(2)総工費一三三円、貧富による等級割として村民から徴

収した。

大正一〇年、一教室・事務室・裁縫室増築。その工費二、六〇〇円、増築坪数四〇坪であった。

大正一三年、東川分校が独立し、東川尋常小学校と改称した。

(1)大正一〇年増築以来、運動場の拡張問題が起っていたが、それを契機として、本校昇格の要望が強くなり、ついに大正一一年の春には、中村の全児童が父兄の指示に従って、長期の同盟休校に突入したほどである。

(2)大正一一年、敷地並びに本校昇格問題は次の条件で解決をみた。

ア、運動場にあてる中村組の神社地を一年五〇円の小料で借り上げる。但し五年後さらに金額を改正協定す

る。

イ、東川分教場を本校に校名改称するよう一層の努力をする。

ウ、村と中村組との間で種々意見を異にしたため、郡役所または警察等に対し中村組より提出した諸文書は直ちに取りもどす、等。

昭和一九年、東川字クレゾウに移転改築した。

(1) 昭和一八年の村会で議決。

(2) 木造平屋建で九七・五坪、総工費三万円。

(3) 太平洋戦争中のため、戦時規格によって統制された建物であった。

(4) 校下三部落より四六〇円、井上正一・高木勇・岡崎広衛がそれぞれ一、〇〇〇円・中西好助から一〇〇〇円の寄付があった。

(5) 渡辺百太郎・樋口近次がそれぞれ敷地を寄付した。

同二五年、増築（現校舎）と運動場拡張。

(1) 校下三部落の直営工事とし、東谷の村有林を財源とした。

(2) 校下民の多大な労力奉仕があった。

(3) 増築校舎は、三教室総二階一八七坪。

(4) 総工費二〇万二五〇〇円。

同二七年、三和橋完成。

同二八年、取付道路完成。西側、四五〇坪拡張。

三、仕七川中学校

学制改革によって、昭和二二年に仕七川中学校が全国の新制中学校と同様に発足したが、校舎もなく、仮校舎による分散授業で開校された。開校当時の生徒数は二〇一名、五学級、職員は校長以下九名であった。

現校地の決定については次のような経緯がある。

昭和一年に県会議員新谷善三郎が、仕七川第一青年学校長岡田虎太郎、専任教諭菅達愛および村長渡辺太作と相談して、青年教育を充実することは村の経済更生の第一であるとして、山林七町歩を教育実習地として仕七川信用組合から八五〇円で購入した。この金は青年の努力による年賦払とした。そののち、職員と生徒の献身的な奉仕によって、耕地二町歩（田一反歩）四八坪の建物（忠孝道場）、

二町歩の記念植林を完成した。昭和一九年、仕七川第一・

第二青年学校を合併して、仕七川青年学校がこの地に発足し、村青年教育の殿堂とされていた。二二年九月の村会において、この地に中学校を建築すると決定されたものである。

昭和二三年、第一期校舎の建築。

(1) 建築教室数 五教室

(2) 財源、国庫補助二〇万六、八〇〇円、その他は、村有林を伐採。

(3) 総経費 一一九万円

(4) 整地等に二戸五人役の勞力提供

(5) 一時現金借入として一戸平均五〇〇円借入。

同二五年、第二期校舎建築

昭和二四年の生徒数は三二〇名に達し、二期工事の必要性は急務となった。各種の協議会が再三にわたって行なわれた結果、同年一〇月になってようやく具体化した。

(1) 建築教室数 五教室、

(2) 財源、国庫補助四万六、〇〇〇円、村税四〇万円、

財産収入約四三万円、奉仕収入約二四万円

(3) 経費精算額一五二万一、〇〇〇円、

(4) 各戸二人役の勞力奉仕によって整地。

同二六年、運動場拡張工事、運動場一、五〇〇坪が整備された。

同三〇年、特別教室工事開始、

昭和二九年の第二号台風によって、それまで特別教室として使用していた旧青年学校校舎が使用不能となった。

同年五月に特別教室の敷地が完成した。

四、青年教育その他

農業補習学校

大正二年二月の村会で、農業補習学校設置を決定し、仕七川尋常高等小学校に併置されて七月開校した。教師は小学校訓導が兼任し、夜間授業が主であった。

大正一四年一〇月には、東川小学校にも併置された。小学校を卒業した在校生の教育機関として重要な役割を果たした。のちに専科教員も任命され、次第に充実していった。

青年訓練所

大正一五年、全国に青年訓練所が設置され、軍事教練を

課すようになったが、本村も小学校に併置し、学科は農業補習学校の学科を充当し、在郷軍人を教官とした教練を実施するようになった。

青年学校

昭和一〇年、従来の補習学校・青年訓練所を廃し、青年学校をおくこととなり、仕七川小学校と東川小学校に併置された。軍事教育と公民教育を目的とし、男五年・女三年の課程であった。昭和十一年、仕七川青年学校は現中学校の地に七町歩の土地を購入し、校舎を建て耕地をつくり、天祚園忠孝道場として教育実習の殿堂とした。

同一九年、仕七川第一・第二の青年学校を合併して、仕七川青年学校として発足、初代校長に菅達愛、ついで浪滝藤十郎、小椋伊十郎が校長に就任したが、二二年、廃校となった。

上浮穴高等学校仕七川分校（定時制）

昭和二三年九月開校、勤労青年は希望にもえて入学したが、独立した校舎もなく、公会堂や公民館あるいは小学校の間借教室による授業であった。

やがて中学校卒業者で村に残るものが極めて少なくな

り、遂に開校後一〇年ほどで廃止された。

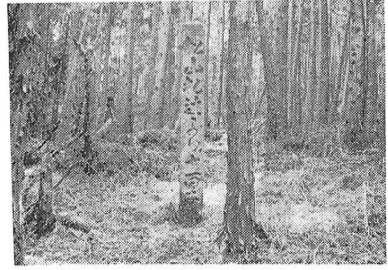
教育委員会

地方教育委員会法の施行により、昭和二七年一月一日、仕七川教育委員会が設置された。教育委員は公選により（無投票）新谷善三郎・中西縫太郎・福田嘉登・高岡福一が当選し、議会選出の佐藤計三郎を加えて成立した。初代教育長は助役猪上正度が兼務した。昭和三〇年、仕七川村閉村と同時に美川村教育委員会として吸収された。

各校の歴代校長

仕七川小学校

着	任	離	任	期	間	氏	名
明二五、一〇	三三、六	三八、三	三三、八	七、一〇	〇九	水田	真澄
三三、三	三三、三	三九、三	三七、三	一、〇	〇四	上甲	通貞
三三、三	三三、三	四一、三	三七、三	一、〇	〇四	高市	不麻
三三、三	三三、三	四一、三	三七、三	一、〇	〇四	源田	冬三郎
三三、三	三三、三	四一、三	三七、三	一、〇	〇四	梅田	冬三郎
三三、三	三三、三	四一、三	三七、三	一、〇	〇四	佐川	寅一
三三、三	三三、三	四一、三	三七、三	一、〇	〇四	河崎	寅一
三三、三	三三、三	四一、三	三七、三	一、〇	〇四	吉岡	熊太郎
三三、三	三三、三	四一、三	三七、三	一、〇	〇四	木村	好吉
三三、三	三三、三	四一、三	三七、三	一、〇	〇四	木村	好吉



土佐街道の11里石

広くなつていったもので、幹線といつても道幅はせまく、一〇二坪で、急な坂や石だたみがあり、人や牛馬の往来しのできなかった。

明治時代になつても、一般物資の輸送は、ほとんど牛馬が利用され、特に足の速い馬が多かった。里道改修前まで

は、荷物を満載した馬と馬の行き違いはたいへん困難であつた。そこで、馬の首には合図の鈴をつけて往来した。

「馬よ歩けよ 靴買うてはかそ 二銭五厘の わら靴を」

という馬子唄とともに、馬の鈴の音は山村の街道にこだまして、のどかな風景であつた。

明治中期までの本村の主な街道は、水押経由の土佐街道、面河へ通じる杣川街道、御三戸へ出る久主下街道、榎谷経由の久万街道などであつた。

なお、木材の運搬には、牛馬や木馬きまのほかにも面河川も利

用された。中水時（ふだんより水の多い時）うしろ鉢巻に長柄のとび口を持った若者が、急流に浮かぶ丸太をあやつる様子は、まことに勇ましく、人目をひいたものであつた。

二、町村制実施後の道路

明治三年（一八九〇）には全国に町村制が実施されて仕七川村が生れた。同年三月二日に初村会が開かれたが、その時、第一にとり上げられたのが村内の橋と道路の問題であつた。

この時すでに、松山高知予土横断道路は三坂まで開通し、翌年には高知まで開通の予定で道路整備は着々と進んでいた。

仕出村・七鳥村・東川村が合併して役場を西古味に設置したが、村内の道路は整備されておらず、直瀬川・面河川には堅固な橋もなかった。そのため大雨ごとに交通は各所で寸断されていた。多額の輸送費を軽減する意味からも道路と橋の整備は急務であつた。

二四年六月には北蕃里道改さく組合ばんが設立され、本格的

な里道改修が行なわれることになった。この時の工事費を調べてみると、滝渡瀬橋（直瀬川）は三〇五円、モロブチ橋（面河川）は五一〇円、東古味・久主下間の里道、約五・六きは、幅員二・七呎で、一呎当たり五〇銭で合計三、五九七円であった。

二六年、村会はモロブチに渡し舟を作ることを決めた。現在の仕七川橋の川上五〇呎に、モロブチ橋があったが、仮橋でいどのもので、出水ごとに流失して交通止めとなり不便であった。

二六年三月には、西古味に鷹森尋常小学校が新築落成し学童の通学にも便利なように村営渡し舟運行が開始されたのである。舟賃は、村民が無料、他村の者は一回八厘で、出水時は二銭まで徴収できることになっていた。初代渡し守は、上沖好太郎（天保一二年生）で、報酬は年五円八八銭であった。この人は親切な渡し守として好評であった。また二代谷窪兵太郎（ひよこ）は、ユーモアたっぷりなサービスマンで、「酔たは伊勢の帰り道、兵太は古味の人氣者」と、歌われたほど村人に親しまれた。

この渡し舟は、「モロブチの渡し舟」といって、伊予の

人はもちろん土佐の人々も利用した。現在の仕七川橋下に太いワイヤーを張り、かなりの出水にも運行された。こうして、三一年後の仕七川橋完成まで継続された。

二六年一〇一〇日には、村民待望の滝渡瀬橋が完成した。ところが四日後の受取り検査の日、大暴風雨となり流失した。しかし、二八年三月末には補助金を得て、他の道路とともに橋を復旧した。

三八年には高知県池川町へ通じる道路が杏之助駄場から境野まで完成した。これは馬道改修工事として行なったものであるが、道幅が二・七呎もあり、当時としては思い切った見事な道路であった。

同年八月一六日には、またもや大暴風雨が襲来してこの線の「一つ橋」と「滝渡瀬橋」が流失してしまった。（翌年復旧）

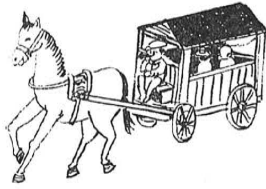
四四年に時の村長高岡長三郎は、久主ノ下から池川町に至る土佐街道整備の必要性を痛感し土佐街道開通に関する促進準備会を結成した。当時の記録を見ると、青年団・在郷軍人それに、村民各戸が寄付や勤勞奉仕をしている。それだけに、当時の人々が、交通整備の必要性をどんなに痛

感じていたかがよくわかる。

三、仕七川橋・滝渡瀬橋の完成

仕七川村の交通史上で画期的な大事業は、仕七川橋と滝渡瀬橋の完成である。

モロブチ橋と旧滝渡瀬橋は木橋であり、人馬を通すためのものであったが、これまで出水毎に流失をくり返していた。いっぽう、道路整備も着々と進み、三一年には客馬車が久万へ、大正六年ごろには滝渡瀬まで来ていた。待たれるのは洪水にびくともしない、車の通れる永久橋であった。



大正10年ごろの客馬車

大正一二年五月七日、ついに村民が待ちこがれた滝渡瀬橋（鉄筋コンクリート橋）、仕七川橋（つり橋）が完成した。

この時初めて、仕七川に自動車がかはいつてきた。それは黒塗りのハイヤーで、その自動車を見るために、黒山の人だかりができたほどであった。

この橋の完成によって、両古味を結んでいた懐しい渡し舟は三一年間の長い歴史を閉じることになった。そして大正一五年には、八台もの久万行き定期荷馬車が通うようになった。

いっぽうバス便は、大正一一年に中央自動車が久万・松山間に定時運転を開始した。滝渡瀬橋、仕七川橋（つり橋）の完成によって、仕七川へも定期バスが通うようになった。

一三年には中央自動車が西古味の梶原旅館（現在の平和旅館）を終点駅として定時運転を開始した。また愛媛自動車は東古味（現在の団上商店）を終点駅として営業を始め、昭和四年に三共自動車となるまで、客のうばい合いが激しく行なわれた。当時は仕七川始発で東川へ行き、折り返して松山行きとなっており、一日二便あった。バスといっても、五、六人乗りであった。

貨物輸送では昭和四年に、西古味の人が大型貨物自動車を購入し、輸送面に一大革命をもたらした。しかし荷馬車の往来も多く、昭和二年ごろまで続いた。

仕七川村の交通は、このように二大橋の完成によって急

速に発達したが、面河村・川瀬村などに通じる道路は全く未改修のままであった。昭和のはじめ西古味の梶原には人乗せるかごがあり、面河へかごで行く人もあった。

昭和四年七月、当時の村長新谷善三郎は面河線の道路開設のため、面河村長とともに上京し、有志に寄付を頼んでまわった。しかし寄付は思うように集まらず、資金難は二年ほど続いた。こうした苦勞がみのって面河線は昭和四年、村境を越えて開通した。

川瀬村(現、久万町下直瀬)へは昭和七年に開通した。また中津線は一二年の河崎橋の着工を手始めとして、一五年から二二年にかけて筒城までが開通した。高知県境へは、太平洋戦争下に愛媛・高知の最短線として、勤勞奉仕により一八年に開通した。

このような道路整備によって、本村の交通は急速に発達し、産業の発展に寄与することになった。

旅客輸送面でも、昭和一九年には伊予鉄がこれまであった三共自動車を吸収合併して、面河線が充実した。また、二五年には岩屋寺經由水押線の運行が開始され、翌年には久万・笠方線も開始された。

二七年には国鉄バスも松山面河間に定期運行を開始した。二八年には仕七川タクシーが開業し、本村の旅客輸送は飛躍的に発達した。

現在のように補助金が多くなかった時代に、部落や有志の寄付などによって巨額の費用を集め、このような大事業を行なった英断と努力に頭がさがる。滝渡瀬橋・仕七川橋の二大橋の完成はそれ以後、仕七川村の産業や文化の発展に多大の影響をもたらした。

第二節 通信

一、郵便制度の発足

郵便制度は明治六年、文明開化の波に乗って全国的に実施された。仕七川地区では七年一月一六日に東古味郵便取扱所として発足した。初代郵便取扱には、先覚者であった神官黒川方徳が任ぜられた。

当時の集配業務は、直瀬村(現久万町)、柚野村と大味川村(現面河村)、仕出村・七島村・東川村(仕七川村)の六か村を担当していた。

集配人は二名で、一名が仕七川村を一名がその他の村を担当していた。このため、直瀬・柚野担当の集配人は、早朝、暗いうちに出発しても帰りには日が暮れてしまい、提灯をつけて歩いたこともしばしばあったそうである。いくら郵便物が少ない時代とはいえ、広範囲な地区を回るだけでも、たいへんな苦勞であったことがわかる。

明治三五年三月一日に渋草局（面河局）が開設されて、これと同時に集配区域が整理統合された。柚川村・大味川村は渋草局へ、直瀬村は久万局扱いとなり、仕七川局の集配は仕七川村だけとなった。同時に仕七川村は一区制から二区制となった。範囲は狭くなったものの、時代の進展とともに郵便物の取り扱い量も増加した。そして昭和三年には三区となり、一〇年には四区となった。

二、遞送業務

開局当初は久万郵便局へ人夫が郵便物を取りに行った。もちろん徒歩だったから槇谷を経由して往復八時間を要した。

明治一四年、日野浦郵便局（旧弘形郵便局）の開局によ

り、ここが中継局として加わった。

そして明治二四年、国道の開通まで松山・久万・東古味・用居（高知県池川町）・高知間の沿道局として重要な役割を果たした。

昭和一四年一〇月、池川小田線の開通によって弘形・仕七川間は始めてバス託送となり、毎日二便運行された。一七年にはこれが面河まで延長された。

三、電信・電話

明治五年（一八七二）東京・京都間に電信が開通し、その後、文明の進歩とともに全国各地に広まっていった。仕七川村でも大正末期ころより電信電話架設の声が高まってきた。

当時、四代目局長であった古川鹿太郎は、わざわざ広島通信局に行き電話の架設を申し入れた。そして諸施設を提供すれば許可すると解答を得た。帰村後、ただちに村当局に願ひ出たけれども、時期尚早とのことで議会の賛同を得ることができなかった。

その後、電話架設期成同盟会が結成され、架設促進に努

めた。こうして、ついに昭和八年三月六日、村民待望の電話が二台設置されることになった。もともと警察電話は昭和五年に設置されていた。

電信業務は九年二月一日より開始された。

四、その他の業務

その他の業務と開始年月日は次のようである。

- 貯金業務 明治三二年 一月 一日
- 為替業務 同 三二年二月一六日
- 小包取扱 同 三三年 七月 一日
- 簡易保険 大正 五年一〇月 一日
- 郵便年金 同 一五年一〇月 一日

五、電話数の増加

- 昭和 八年 一 (役場)
- 同 二〇年 三 (役場・農協・森林組合)
- 同 二五年 八
- 同 二七年 一八
- 同 三六年 八二

同 四八年 三九六

歴代仕七川郵便局長

代	氏名	就任	退任
初	黒川 方徳	明七、一一、一六	不 明
二	新谷米三郎	不 明	明四〇、八、一三
三	新谷善三郎	明四〇、八、一三	大七、九、一七
四	古川鹿太郎	大七、九、一七	昭一六、七、二二
五	古川 通董	昭一六、七、二二	四五、三、三一
六	菅 甲子良	四五、五、四	

第六章 治安と消防

第一節 治安

一、無駐在所時代

個人の生命財産を保護する制度は江戸時代から整っていたが、これらは多分に権力的な性格を持っていた。民主的な警察は昭和二〇年からである。

無駐在所時代の記録は少ない。幕末には水押で強盗がは

りつけにされた。当時、殺人犯のような凶悪犯は松山藩の白洲で裁判を受けた。明治時代にはいっても村民は強盗には手を焼いたが、制度が整っていないため、不安な毎日を送るしか方法はなかった。

このような中で、明治一〇年に本格的な警察制度ができた。しかし本村には駐在所は置かれず、郡内では一カ所、久万町に松山警察署久万分署が置かれた。そして月三回、定期的に巡査が巡回してくるだけであった。官服に長いサーベルを腰につり、わらじばきききやはんといういでたちであった。

このような制度では、強盗の取りしまりなどは不十分である。それで、たびたび強盗がはいり、村民を恐怖に陥し入れた。明治一八年八月、村当局は自治組織で強盗を追いかうことにした。そして強盗防禦規則を作った。

第一条 自家及他家に盗賊の犯来したることを覚知する時は速やかに左手続きを以て組内に通報すべし

第一項 盗賊の入りたる家主は鉄砲音声

第二項 隣家より覚知したるときはひそかに銃砲を携え組長に通報すべし(第三項略)

第二条 盗賊兇器を携え暴行をなすときは所持する銃砲を各人一度に猛発すべし(以下略)

前述の規則の条項のうち、「銃砲」の発砲だけは、再三の申し入れにもかかわらず、県令の許可が得られなかったの、「鳴物」と訂正してほら貝や太鼓・鐘などを用いることにした。(明治三八年に東川に強盗が入ったときは発砲したそうである。)

このほか、協力しなかった場合の罰金や負傷者への見舞金、死亡者の家族への養育費なども支払われるようになっていた。しかし、その救助金は村民負担であり、無警察時代の損害は結局、村民がこうむっていたのである。

久万分署はあっても交通通信は発達せず、機動力も電話もない時代であったので、このような悲壮な規則を作るより方法はなかった。

一、駐在所の設置

明治二年四月一日、待望の本村巡査駐在所ができた。これは町村制実施と同時であり、西古味の民家を借りて、そこを駐在所とした。その後、昭和三〇年までに二回移転

した。

内部施設は昭和五年に村内最初の電話が架設されること
によって警察力増強に役立った。そればかりでなく、隣接
している役場の公用として、また村民の緊急連絡用として
大いにその威力を発揮することになった。電話架設は村費
によったものである(当時、電柱その他総計一、三七五円)。
昭和二九年には村費でオートバイを購入した。

駐在所には、昭和二〇年までに、約五〇名の警察官が奉
職した。この中で最も長い人は、昭和八年に着任した小川
英男巡査で、四年八カ月である。平均在任期間は一年五カ
月の短い勤務であった。

三、民間の犯罪防止活動

犯罪防止は、警察の重要な任務であるが、民間の協力が
なくてはその効果が上がらないことは今日も同じである。
各時代を通して、これらの人々の協力をふりかえてみて
い。

明治時代には、先に述べた通り自警組織として、全村の
組長を中心に民間防犯組織があった。

仕 七 川 村 犯 罪 表

期 間	総 件 数	内					訳			
		とばく	窃	盗	森 林 反 違	法	さ	ぎ	傷	害
明32	~	37	67	18	15	0	0	0	0	34
明38	~	大3	116	36	11	13	6	0	0	50
大3	~	昭5	158	47	12	20	5	3	3	69
昭6	~	22	192	29	21	16	4	3	3	119
23	~	30.3	81	6	19	0	3	11		42

大正九年一月には保安組
合が結成された。これは全国
的に実施され、組合員は全戸
主の参加を目標としたが、参
加・脱退は自由であった。こ
の時代は大正六年ロシア革
命、七年米騒動、八年各地に
普選運動など、第一次世界大
戦後の不安な世相であった。
「金を送れぬ出かせぎの父」
もあり、農民運動も盛んとな
っていた。このような時、久
万警察署長の要請によって保
安組合が設置された。具体的
な活動記録はないが、犯罪防
止と天災・火災に関する協力
活動が任務であった。

昭和に入ってから、一六
年にこれまでであった消防組を

警防団と改称して、治安維持と防犯団体としての性格が明確となった。戦時体制下にあつて団員は戦場に出る者も多く、老年化していった。欠乏に悩まされながらも、銃後国防の第一線としての任務を完全に遂行していった。

二八年三月には、現在も活動している防犯対策協議会が結成された。本会は村長、村議会議員、各団体役員、各部落組長などによって構成されている強力な団体である。この団体は、すべての防犯活動に協力するが、特に青少年の不良化防止に主力が置かれている。そのため、「青少年に健全なレクリエーションを」というスローガンのもとに柔剣道の指導にも当っている。現在、剣道は、郡内はもちろん、県下にその名を知られるようになったが、それもこの団体の強力なバックアップがあつたからである。

第二節 消 防

一、消防組設置まで

明治三十一年に岩屋寺に大火があり、鐘樓門を除いて全焼した。この大火は村民に火事の恐ろしさを教えたが、消防

組のような組織はなく、相互扶助にたよるほかはなかった。相次ぐ火災に、防火・消火についての関心も高まり、東川組などは組織ができ、消火体制づくりは広まりつつあつた。

一、消防組の設置

本村に、消防組が設置されたのは大正元年八月一七日である。

これまでに、東川組では組織ができており、七月にはポンプ購入の補助申請がでていた。村は消防組設置と同時に、役場の重要建物を火災から保護するために、村有ポンプを購入する予算も計上し可決された。予算額は一五〇円であつた。こうして村内には、わずか二台ではあつたが手押ポンプが設置されたのである。

現在の動力ポンプでも、消火が困難であるのに、当時の交通通信の状態などを考えたとき、どれだけ威力が発揮できたかおよそ想像できる。しかし当時の村民にとっては待望のポンプであつた。一手に分れて、「ヨイサ、ヨイサ」というかけ声とともに押し出す水の勢いに、村民は驚

嘆したのである。

当時の消防組は制服はなく、無給で青年団と在郷軍人によって組織されていた。名称を仕七川消防組といい、組員一三三名（組頭一名、小頭一、二名、消防手一二〇名）、を三部に分け、各部に部長一名、小頭三名、消防手四〇名ずつを配属した。この組織は大正二年と四年に一部変更されている。三部というのは、第一部七鳥西古味、第二部東古味、第三部東川本組である。

大正一二年には、東古味、楨谷がポンプを購入し、四台となった。これを機会に、楨谷を第四分団とし、組織も一部変更され、組員の総計は一四一名となった。機械器具も充実され、纏四基、水運器六〇、組員用提灯六〇張となり、制服も全員そろえられた。この時、本村始めての火の見台が東古味のウシガウネに設けられた。（河崎神社の北東一〇〇メートル）

昭和一二年、水押部落にポンプを購入し、ここを第五分団とした。（ポンプ代四四〇円、村一二〇円補助）このごろより日本は軍国主義の道を歩み始めており、戦場は中国大陸へ拡大しつつあった。

一六年には、ついに、太平洋戦争に突入し、消防組は「警防団」と改称されて銃後国防の第一戦士としての責務も追加された。また、これまでは、ポンプのある部落だけが組織化されていたが、警防団は全部落が加わった。しかし、戦争の拡大につれて、青年は戦場に去り、団員は老令化を余儀なくされた。

二二年八月一日、警防団はもとの消防団に改称され、組織も変更された。団員は一五二名となり、団長一名、副団長一名、分団長五名、班長二〇名という新陣容となった。この時の組織は次のようである。

- 第一分団 筒城 仕出 七鳥 西古味
- 第二分団 長瀬 竹谷 楨谷
- 第三分団 東古味 横山 高山
- 第四分団 東川 釜川
- 第五分団 中村 水押

第七章 民俗

第一節 住居

最近では新しい建築技術が導入され、建築材料も近代化されているので、旧家の特色をとり上げて述べる。

現在、本村に残っている古い家屋の中には、一〇〇年以上たっているものも少なくない。これらのほとんどはカヤ葺きである。戦前までは瓦葺きよりも、カヤ葺きやスギ皮葺きが多く見られた。最近では大量のカヤが入手しにくいこともあって、トタンやかわら屋根にする家もある。

内部の柱は、直径三〇センチ以上もあるものがめずらしくない。家の中には広い土間があり、ここで小作業ができるようになってきている。ここには、かまどが二つぐらいあり炊事場になっている。土間と座敷の境には大黒柱がある。この柱はよく磨き入れてあり、大切な家の護りと考えている。居間の中央には一辺一拵以上の大きな「いろり」がある。天井から「自在鉤かぎ」がつり下げられ、いろりには四方から大きな「くいぜ」といわれる木が入れられ、長時間火が消

えないようにしている。ここは食事をする場所であり、冬は暖をとり、一家だんらんの場である。

家の前には、広い庭があり、穀物の乾燥や脱穀などに利用できるようになっていく。屋敷内には、畜舎と、農器具を入れる物置が併設されているところが多い。

井戸水の利用は比較的少なく、湧水や流水を利用するところが多い。

風呂は明治のころには、ほとんどが桶風呂で野天のものが多く、五戸ないし一〇戸の一つぐらいしかなかった。

便所は、ほとんどが家の西方に建てる風習になっている。

第二節 食物

現在では、主食といえは米を思い起こすが、昭和二五年ごろより以前はそうではなかった。米を主食としていた家は、あまりなかったのである。村内屈指の米づくり農家でもトウモロコシや麦が主食であった。米を使用しても、ほんの少し混ぜるだけであった。米は酒屋その他に売って換金していたのである。

粉食では小麦、そば、ハツタイ（トウモロコシを煎って粉

にしたもの)が主なものである。

副食物は、この地域で作られる野菜のほかは、自生しているゼンマイ、ワラビ、フキ、イタドリなども多く利用されている。これらは長期間の保存にも耐え、都会への土産物としても珍重されている。魚類は川魚は量も少なく、あまり利用されていない。海の生魚は、めったに食べなかつた。平日は干物や塩物。お祭りやお正月にだけ生ま魚が出された。昭和一〇年代までは、お祭りともなると、松山からきた魚屋が両古味の道に出店を並べ、せり売りの叫び声がこだましていた。生ま魚を常食とするようになり、松山や高知から自動車で売りに来るようになったのは、昭和二〇年代も後半であった。

餅は、正月と秋祭りに多く搗かれ、昭和一〇年ごろまでは一俵以上つく家が多かった。これ以外にも、誕生祝い、建築祝い、法事などには必ず搗いていた。太平洋戦争までは新築祝いの「モチマキ」が盛んで、子どもたちの楽しみの一つでもあった。米の餅以外にも、トウモロコシ・アワ・タカキビ・コキビ、それにヨモギを入れるなど、風味あるものも多く搗いていた。これを、四俵も搗く家があつ

たのだから驚く。水餅にして田植えごろまで半年間も保存するなど、よく餅をたべる習慣があつた。

保存食といえば、ハツタイ粉もその一つであつた。ハツ



粉ひき (昭和25年ごろまで)

タイ粉は、積雪時にトウモロコシを煎り、それを石うすでひいて粉にするのである。家によっては一年分をひいて、俵やブリキカンにつめ、天じょう裏などに保存していた。

お盆・夏祭り・中秋の名月などには、ふつう団子が作られた。これは米や小麦

の粉に小豆のアンを入れて蒸したものである。これらは仏事に多く使われた。団子は、カラタチやミョウガの葉についで蒸す風習がある。彼岸には必ず、ぼたもちが作られた。

昭和二〇年代までの子どもたちには、このように四季おりおりのたべものの楽しみがあつた。しかし日常の食事は

質素なもので、栄養面から見ても、じゅうぶんでない家庭が多かった。

第三節 衣 服

衣服は晴れ着・ふだん着・仕事着の三種類に分けられる。

晴れ着は、冠婚葬祭のほか、よそゆきとして着用する。大正時代までは、紋付きの羽織・はかまが流行したが、それ以後は洋装が多くなってきた。しかし、婚礼には和服が多く着用され、花嫁の洋装は皆無である。全国的に行なわれている七五三の祝衣装もなく、この風習もあまり関心はない。お祭りには少女のふり袖・コップリ下駄の可愛い姿も多く見られる。

ふだん着は、地味で丈夫なものが多い。これは長期間着用でき、流行に関係ないからであろう。老人の中には昭和三〇年ごろまで、モモ引きを着用し着物のすそを帯にはさんで歩いている姿が見られた。戦前まで着られた「インバ」「ヒキマキ」といった類も姿を消した。

仕事着は戦前まで、男性はハンテンやモモヒキ姿であつ

た。女性はタスキがけに腰巻をつけ、着物のすそはスネの高さに折り曲げて帯にはさんだ姿であった。

戦時中は女性の服装に異変が起きた。モンペ姿である。また国防婦人会の制服がエプロンであったことから、会合や他家の炊事手伝いには必ずといってよいほど白エプロンを着用した。

履物は、大正末期から急変した。このごろまでは、下駄・わらじ・わらざうり、がほとんどであった。一般に地下たびが普及したのは、昭和の初期からであるが、昭和一〇年代までは、わらざうりが多く使われた。そのころから、ゴム靴もだんだん普及していた。しかし昭和一八年ごろの小学校の児童は、まだわらざうりをかなりはいていた。当時は、「夜なべ（夜業）」にわらざうりを何足も作ってあすの仕事にそなえた。遠距離の小学生は一日で破れてしまうことも多く、このわらざうり作りもたいへんであった。

第四節 信 仰

神仏を崇拜する風習は、農村に根強く残っている。村民

の年中行事も神仏に關係するものが多い。

村のあちこちには、荒神さん、竜王さん、山の神さん、うば神さんや、道ばたには地藏尊もたくさんある。これらの中には定期的に信仰日を設けて、お祭りしているものもある。

本村の仏教は、そのほとんどが真言宗である。神道では金光教・黒住教・天理教などの信者が多く、ほかはあまりない。

全村的に行なわれているものに「火祭り」がある。これは、火の神である秋葉神社の御霊をお祭りするものである。火祭りは、ふつう、正月・五月・九月の年三回行なわれる。公会堂や、部落によっては輪番制をとり、「当屋」を決めてその家で行われる。この日は各戸から「当屋」の家に集まり、祈願のあと会食が行なわれる。

以上は、各部落を中心とした行事であるが、全村一日に行なわれるものも少なくない。これらの中には、仕事を休んで神仏をお祭りするものもある。正月・節句・岩屋市・夏祭り・お盆・秋祭りなどは、仕事を休んでお参りしたり、神仏を祭る。節句に仕事をすると、「のらの節句働き」

といつて軽蔑された。

節分は仕事は休まないが、むかしから厄よけの行事として、盛んに行なわれてきた。「鬼の目突き」といわれるまじないを各戸の出入り口につけた。これは、約一五センチの木の木に割れ目を入れ、これにヒイラギとヒビの木（カヤの木）の葉といりこをはさんだものである。これに生いわしをこすりつけたり、いわしの頭をつりさげたりした家もあった。夕方になると、各戸から岩屋寺にお参りに出かけるのである。大正年間には、岩屋参りの人は、高知方面からも多く来ており、モロブチ橋もこれらの人々の往来がはげしかった。

岩屋寺では午後一〇時ごろから節分の法要があり、それがすむと熱いおかゆをたべる。あとは世間話に花が咲くのである。伊予弁・土佐弁入り乱れての論戦が楽しみの一つでもあった。昭和二〇年ころまでは、ひじょうに盛んであったが、戦後は三、四〇人に減った。「福は内、鬼は外」の豆まきもだんだん行なわれなくなってきた。

秋祭りは岩屋寺の縁日とともに、むかしから本村の最大行事である。

秋祭りの庄巻は、何といっても宮出しにある。中でも東古味の河崎神社の宮出しは、大字東川、仕出の六台の神輿が出る。この勇壮な宮出しを仕七川橋上から見るのはすばらしい光景であった。子どもたちにとっては、また別の楽しみがあった。それは、「シシマイ」と「ダイバン」である。

シシマイはシシ頭がしちをかぶって舞う神楽かぶらの一種で全国的なものであるが、本村のは前後二人立ちである。大太鼓と小太鼓に合わせて舞い終るとシシは眠ってしまう。そこへオタフクやサル・百姓などが出てきて、シシを起すのである。シシは怒って乱舞する。このほかにも、何種類ものおもしろい劇がくり返えされて、見物人を笑いのうずの中にまきこむのである。

ダイバンは、鬼の面をかぶった男が、竹の棒を持って子どもたちを追いまわすのである。子どもたちは、ダイバンを後ろからつついたり、罵声をあびせたりして、追われるのを楽しむのである。

シン舞いやダイバンは、悪疫災禍を払う靈獸れいじゆうとして、その威力を崇めたものであろう。このような楽しみは、昭和

二〇年代まで盛んに行なわれていた。

お正月は、農家にとって唯一の長期休暇であった。元日は初詣でをし、「若水」といってその年初めての水をおけにくみとり、それでお茶をわかつて先祖に供えた。それから、お神酒をいただき、おぞう煮を食べた。三日までは仕事を休み、四日は「手始め」で簡単に仕事をし、五日は「五か日」で休み、七日は「七草雑炊」、八日は石井村（松山市）の椿さんに多くの人々が歩いて出かけた。一日は「おとうか」で「金比羅こんびらさん」を祭り、一日、商店は「帳祝い」をし、一般の家庭では「おかざり流し」といって、川に正月のかざりものを流した。一五日は「お十五日」一六日は「お日待ち」といって、部落民が集まって天照大神を祭り、五穀豊饒と家内安全を祈願した。二〇日は、「はつか正月」といって一部の人々は正月同様に神を祭った。

現在、これらの風習は一部を除いてだんだん消え去ろうとしているが、昭和二〇年ごろまでは盛んに行なわれていた。

第八章 村につくした人々

一、黒川方徳（二八四〇～一九一三）

天保一一年東川村に生れた。黒川家は代々河崎神社の宮司であつたので氏子に敬神の心を養うかたわら、地域の先覚者として指導的な役割を果している。明治七年、東古味郵便取扱所が出来ると初代所長となつた。直瀬、杣川地区まで集配範囲であつたため苦勞も多かつた。一八年東川村村会議長として橋の建設など、土木事業に努めた。松山・高知間の新道を仕七川經由にしようと計画し、「道路は村の産業文化の基礎である」と懸命に村民に説いたが理解されなかつた。そのためこの幹線道路から仕七川が取残され不便を感じ、村民ははじめて方徳の先見の明を知り、全村的に里道改修の氣運が高まつた。明治二三年計画された滝渡瀬、高知県境間の土佐道は長さ九・五キロ、幅三・六メ、当時としては立派なもので方徳の力に負う所が多い。またみつまた栽培の有望であることに着目し、三五年高岡村長

に一五〇円の起債を求め、自ら製紙をはじめて村民にも指導した。大正二年、土佐道の改修工事が進められる中で七三歳で死去した。黒川家はその後、信義・未千夫が宮司をつとめ、現在未千夫の未亡人時子が家をまもっている。

二、横田 維翰これもと

石川県金沢市泉野町いずのの出身。町村制が実施されて仕七川村が誕生した初代の村長で、明治三十一年四月退任するまで二期八年間を勤めている。交通の整備・農業の振興・教育の充実・村医の招聘などと功績が大きい。

まず北蕃里道開さく組合を組織して東古味・西古味を結び、久主ノ下へ開通する新道を作ることにし、両古味を分ける面河川のモロブチには村営の渡し舟を運行させ、直瀬川に滝渡瀬橋を架した。この橋は明治二六年一〇月に完成したが暴風雨のため流失し、道路も寸断された。村長は補助金を得て復旧工事をすすめ、二八年に全線を復旧している。

また農家経済の安定には農家の共同組織化が必要と考へ、各部落に農事会を設け、また農産物品評会を開いて農

産物の質の向上と増産をはかった。新村役場の敷地問題を解決し、鷹森小学校・東川小学校を新築し、二九年に村医として西野内政次郎を迎えている。退任後は村を去り松山に移り住んだと伝えるが生没年代も明らかにし得ないのが残念である。

三、高岡長三郎（一八五三〜一九一四）

仕七川村四・五・六代村長。嘉永六年尾張国千代田村（現愛知県稲沢市）に生まれた。旅絵師として大味川に逗留中人柄を見込まれて横山の高岡家に婿入りした。もとの名を水谷長三郎という。「野取図」等をかくことに秀でていたので役場に入り、やがて収入役となり明治三三年四代村長となった。教育の振興と産業の開発に尽した功が大きい。教育面では仕出・楨谷に校舎を建て、四二年に義務教育が六年に延長されると、全村一校をめざし仕七川尋常高等小学校を建築した。新校舎は六教室、当時としては大規模なものであった。遠距離の児童のために寄宿舎を、また仕出・楨谷・東川に分教場をおいた。産業面ではみつまた作りを推進し、じやがいもの試作をした。四一年農会長と

なって養蚕業をすすめ、また「植林は村を興す」と唱えて村有林の造成につとめた。道路にも意を用い、御三戸、池川間の土佐道開通にも努力した。大正元年九月、三期にわたる村長任期を終って家業にいそしみ、三年に六一歳で逝去した。高岡家の当主弘明は愛媛信用金庫に勤務している。

四、新谷米三郎（一八六〇〜一九一八）

仕七川村七・八代村長。万延元年北条の庄屋今井家に生まれ、のち東古味で酒造業を営む新谷芳造の養子となる。明治二年東古味水利組合長となり農道改修に努め、二四年北番里道開さく組合が設立されると委員となって村内道路の改修、新設につとめた。大正元年助役から村長に就任し、農村教育に力を入れ農業補習学校を設置した。また土佐道の改修につとめたり、みつまた・養蚕の奨励はもちろん植林事業に深い関心を持ち、基本材産を作ることが村づくりの根本であると考え造林を奨励した。大正七年、村長在任中五三歳で逝去した。

五、新谷善三郎（一八八四～一九七〇）

仕七川村九・一二代村長、県議會議員三期。明治一七年北条町辻（現北条市）永井角次郎の三男に生まれ、三三年新谷米三郎の養子となる。一二歳で仕七川郵便局長となった。当時の郵便事業は請負制度で、赤字に悩まされながら一二年間やり通した。四四年家業の酒造と共に養蚕業を始め東雲館とうんかを興した。大正七年三四歳の若さで村長となり、村の産業振興につとめ、みつまた栽培を奨励し販路の開拓をはかり、郡内生産品を大蔵省印刷局に納入することに成功した。仕七川にはじめて電燈をもしたのも彼である。昭和一〇年県議會議員に当選し在任三期にわたったが、議員中の「みつまた通」として知られ、上浮穴郡のため多くの功績を残した。中でも県立上浮穴農林学校（現上浮穴高校）の創設につとめ、開校後はPTA会長として、学校発展に物心両面からの努力をした。同校構内にはその肖像のレリーフに五代校長安藤道治の「学びやを産み育てたるいさおしを永久にたたえてともに学ばん」の作歌を添えた頌徳碑が建てられている。また先覚の志をついで久万山に残

された共有財産「久万凶荒予備組合」の組合長として維持と発展につとめ在任三〇年の長きにわたった。高い識見と不動の信念を以て生涯を貫き、いづどこでも誰にでも信ずる所を直言して憚らなかつた。また義理に篤く政界の先輩大野助直の墓参を欠かさなかつたという佳話がある。自治功労賞を始め二〇回に上る表彰をうけ、四一年には農林大臣賞、従六位勲五等端宝章を受けた。四五年三月、八五歳で逝去した。長男善孝は東古味で家業を継ぎ、女婿優は現村長である。

六、岡田孫十郎（一八六八～一九三一）

仕七川村一〇・一三代村長。明治元年七鳥に岡田信太郎の子として生まれた。青年時代に両親を失い、村役場の書記となり、助役を経て大正九年に村長となった。在任中の特筆すべき業績は大正一二年の仕七川橋、滝渡瀬橋の架橋である。村の中心部をなす東・西古味間は面河川が幅広い深淵をなしており、かつては渡し舟がかよい、また上流に迂回して土橋を渡るなどの不便があり、七鳥から西古味・長瀬に通ずる道は直瀬川に妨げられ、老朽化した木橋が現

在よりも上に架っていた。新たに架せられた仕七川橋はつり橋で、村のシンボルとも言うべき美しさで面河川に風致をそえ、また滝渡瀬橋は鉄筋コンクリートで脚部の変化に富むアーチ型は人々の目を奪う精巧さであった。当時の村の予算二八、〇〇〇円に対し、両橋の総工費は五七、〇〇〇円を費したもので、村長の英断であった。また西古味にあった小学校舎の老朽化と校地の狭あいを思い、これを東古味に移転することに努め、村会で議決するまでにこぎつけたが反対も多く、在任中には実現しなかった。昭和四年おされて再び村長となったが在任中、六二歳で逝去した。

岡田家当主正三は七鳥で農業に従事している。孫十郎の四男虎太郎は上浮穴郡教育界の長老であり、二一年の長きにわたって村の教育に尽瘁し、うち仕七川小学校長一年、仕七川中学校長六年に及び、現在松山市で悠々自適の生活をしている。

七、渡辺 太作（一八七八～一九三九）

明治一一年に越智郡大三島に生れ、長じて商用で仕七川村に来るようになり、東古味に定住した。その手腕を認め

られて四二年に信用購買販売利用組合の初代組合長となり、ついで四四年役場に入り収入役、大正九年助役、一三年に一代村長となった。新村長の最初の課題は従前からの仕七川小学校の校地拡張か移転かの紛争を解決することであった。これはけっきよく同年一月に東古味が一、五〇〇坪の土地を寄付することによって移転が決定した。仕出分教場の新築、東川分教場の東川小学校昇格などが行われた。昭和六年に一四代村長、引つづき一五代村長となり農村不況の中で仕七川を経済更正指定村とし、失業者救済の土木事業を起し道路改修、境野トンネル延長工事などを行ない、また昭和一二年に全村点燈を完成した。同一四年、六二歳で在任中に逝去した。

子宝に恵まれず、岡崎滝次郎を養子に迎えた。彼は優秀な教育者で女子師範学校訓導、弘形第一小学校長、東宇和郡宇和町県視学をつとめ、陸軍中尉として太平洋戦争に加わり戦死した。未亡人正子は東古味で商業を営み、長男昭男は愛媛信用金庫に勤務して松山に在る。

八、水元 市松（一八八七～一九六二）

明治二〇年、七鳥で水元多平の四男として生れ、愛媛県師範学校に入学したが家庭事情で中途退学した。その後独立して西古味で雜貨商を営んだ。大正一五年に村会議員となり学務・土木・建築などの委員として活躍し、昭和五年に助役となり、一四年に渡辺村長逝去のあとを受けて一六・一七代村長となった。日華事変がしだいに拡大し、国を挙げて軍国調が強まって行き、村からも統々と戦死者が出るようになった。これに心を痛めつつ前村長のたてた経済更生を実施した。青年道場の建築、各部落に公会堂を造り、サイレンを取りつけ、農事実行組合を作り、みつまたの晒し場を作った。これは非常の際の用水池でもあった。農業会に醬油醸造場を作り、また久万町からの槇谷林道をつけた。こうした更生事業の推進に岸本徳兵衛技術員の功績も大きかった。

戦後は公職につかず、三七年、七四歳で逝去した。水元家のあととは現在勇が仕七川タクシーを経営している。

九、高岡金四郎（一八八九～一九六四）

一八代村長、明治三二年五月一四日に横山の高岡長三郎

の二男に生れ、長じて分家し七鳥に居住した。昭和一〇年収入役、一五年助役、二〇年二月一三日に水元村長辞職の後を受けて村長となった。今にして思えば太平洋戦争もこの時点では日本の敗戦は明らかになっており大変な時期であった。ころろみにこの頃のニュースを拾ってみると一月九日米軍ルソン島上陸、二〇日大本営本土作戦計画を決定、二月三日米軍マニラ進入、一六日米機動部隊日本に初空襲、三月一〇日B29一三〇機東京爆撃二二万戸焼失・死傷一二万、一七日硫黄島の日本軍玉砕、四月一日沖繩に米軍上陸開始、五日小磯内閣総辞職……と無条件降伏への艱難の道をたどるのである。各部落から河崎神社と岩屋寺に日参して戦勝を祈願し、在郷軍人は村民の戦闘訓練、動員令状の伝達等に奉仕していた。令状は昼夜を分たず、連日の出征兵士の餓送と戦死者の公報・村葬と村長は心を痛めつづけた。食糧増産・軍需物資の調達・貯金の増強と指令のまゝに村民を指揮して銃後を守った。しかし戦局は悪化の一途をたどり敵機が日毎大編隊で襲来するようになり、避難用防空壕を造り、防火訓練・灯火管制、最後には男女を問わず竹槍訓練をした。こうした中で東川小学校の新築

を成し遂げている。「激戦のため焼失せられるおそれあり」として許可されなかった工事を、秘かに疎開者共同住宅の名目で立案し、古釘を各家庭から収集して落成にこぎつけたのであった。八月一五日の終戦、進駐軍を迎えることになり村民は失望落胆、自暴自棄となり、牛を密殺して食い、焼酎・濁酒の密造など憂慮すべき事態を苦しみ抜いた。

二二年一月二三日付で大政翼賛会仕七川支部長の故をもって公職追放となった。僅かに在職一年一〇カ月に過ぎなかったが未曾有の非常時に責任者として辛酸を嘗め、報われることなく追放を甘受しなければならなかった。痛ましい犠牲者に感謝の意を捧げたい。その後は農事にはげみ、三九年五月三日七五歳で死去した。二男力が家業をついでいる。

一〇、河合邦広（二八九〇～一九六八）

明治三三年七月二日、榎谷河合勘太郎の長男に生れる。三七年に仕七川小学校の高等科を卒業し、以来農業に励んでいたが、大正八年に誠実善意の人柄を見込まれて収

入役に就任した。榎谷から西古味までの通勤は容易なことではない。毎朝馬に乗って役場へ行き、裏手に繋いで置いて事務を執り、夕方はまた乗って帰る。こうして一年間おし通した。昭和四・五年の不況時代は税の滞納が多く、いきおい差押え処分をしなければならぬ。職務とはいえ、この仕事は善意の彼には堪え難いことで、朝は神社参りをして仕事に赴いたという。その後、助役を二期勤めた。東川小学校が建築されて学校に通じる橋をかけた時、校下三部落が和して教育その他を行なうようにとの願いをこめ、乞われるまゝに「三和橋」と命名したのは彼である。

終戦後第一回の村長選挙に推されて立候補し、一九代村長の座についた。生来、名利に恬淡な彼にとって村長の職務は好む所ではなかったが、座についた以上は持ち前の誠実さで大いにす所あらんとしたが、家庭事情で止むなく僅か三カ月で辞職した。その後松山に出て安らかな生活を続けていたが、四三年四月三日に死去した。七八歳であった。長男武美は松山市鉄砲町で不動産業を行なっている。

一一、吉岡好吉（一八九二〜）

仕七川村二〇・二一代村長。明治二五年柚川村柚野（現面河村）の青木家に生れ、四〇年仕七川村の高等科を卒業して上浮穴郡立教員養成所に入學した。卒業後は郡内各小学校を歴任し、昭和一九年久万小学校長を最後として三三年間の教員生活を終えた。その間、本郡教育につくした功勞は大きく、彼の薰陶を受けた人々は数え切れない。昭和二二年に仕七川村長となったが、太平洋戦争後の混乱した世相、加うるに二〇年の大風水害で村政上の問題が山積していた。彼はまず災害復旧に取組み、インフレと資材不足に苦しみながら道路の改修、岩屋橋・楨谷橋・中村橋・仕

歴代村長・助役・収入役・収入役代理人・村議會議員

村長

代	就職年月日	退職年月日	期間	摘要	氏名
初 ^明 二三、	四、五二七、	四、四〇〇、	〇	〇	横田 維翰
二二七、	四、五三一、	四、四〇〇、	〇	〃	横田 維翰
三三一、	四、五三三、	八、三〇四、	〇	〃	船田 壽
四三三、	九、三三七、	九、二〇四、	〇	〃	高岡長三郎

代	就職年月日	退職年月日	期間	摘要	氏名
五三七、	九、三四一、	八、二四〇、	〇	〃	高岡長三郎
六四一、	八、二五元、	九、二〇四、	〇	〃	高岡長三郎
七元、	九、一一五、	九、一〇四、	〇	〃	新谷米三郎
八六、	九、一四七、	一、一〇七、	二	〃	新谷米三郎

出橋等の架橋を行なった。教育界の元老であっただけに、「村づくりは人づくりから、新日本の建設は教育の振興にある」という信念を持ち、六三制の発足と共に仕七川中学校の校舎建築に腐心し、二三年八月これを完成した。また老朽化した村内三小学校舎を二九年までに新校舎に改めた。いっぽう農林業の振興に力を注ぎ仔牛の導入をし、たばこ栽培の許可を得た。また危機に瀕していた農業協同組合の組合長となって立て直しをした。町村合併にも率先努力し、また県議會議員に当選して黒森線の開通に努力するなど、上浮穴郡の発展に寄与する所大であった。昭和四八年五月、多年にわたる自治の功勞に対し勲五等旭日瑞宝章が授けられ、現在悠々自適の生活を楽しんでいる。

二六、 四、二三	選出年月日
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	
三〇、 三、三〇	退職年月日
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	
町村合併に依 る自然退職	摘要
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	
高木 勇 新谷 優 大柳常三郎 佐藤計三郎 高岡 政蔵 福住 政實 團上 政重 西田 久吾	氏名
二六、 四、二三	選出年月日
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	
三〇、 三、三〇	退職年月日
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	
町村合併に依 る自然退職	摘要
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	
相原 幸吉 山本喜之助 林 恒夫 高橋 末吉 坂本 素行 西岡初太郎 藤本市太郎 小椋 楠次	氏名

